

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年2月12日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	03-3593-6113
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

アムンディ・りそなワールド・セレクト・ファンド

ただし、愛称として「りそなオールスター」という名称を用いることがあります（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます）。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ファンドの基準価額については後記の照会先までお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

（５）【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.24%（税抜3.0%）です。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

（６）【申込単位】

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

（７）【申込期間】

平成31年2月13日から平成31年8月13日まで

ただし、申込受付不可日※にあたる場合は、お申込みできません。

※ロンドン、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは
米国証券業金融市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。
申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所（「販売会社」）については、後記「(12) その他 ⑤ その他」のお問合せ先
にご照会ください。

(9) 【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払い
ください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社
にご確認ください。

なお、各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって委
託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申
込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込の方法

(i) 受益権の取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結します。

このため販売会社は有価証券取引にかかる「投資信託取引の約款・規定集」その他の約
款（以下「総合約款」といいます）を取得申込者に交付し、取得申込者は総合約款に基
づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

(ii) 受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法で
お申込みください。受益権の取得申込は、申込受付不可日の場合を除き、申込期間にお
ける毎営業日受付けます。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に
記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとしま
す。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事
項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

④ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

⑤ その他

委託会社へのお問い合わせ先

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス：<http://www.amundi.co.jp>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、主として投資信託証券^{※1}に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

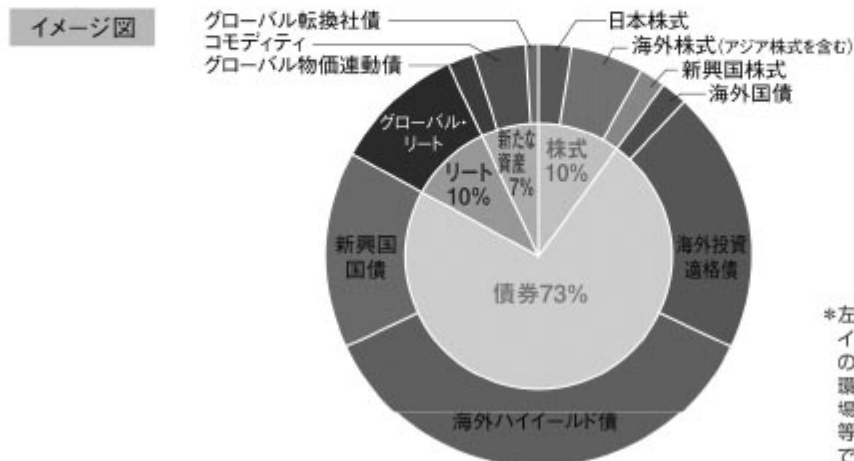
※1 投資信託および外国投資信託の受益証券または投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ。

ファンドの特色

- 1** 主として、投資信託証券に投資することにより、世界の11種類の資産に分散投資します。

資産の分散・地域の分散

- 世界の株式、債券に加えてリート、コモディティや物価連動債など新しい資産にも投資します。
- 地域について欧米の先進国からアジア、新興国まで投資先を拡大しています。



*左記は各資産の基本配分比率のイメージ図であり、実際のファンドの組入とは異なります。また、投資環境の変化により見直しを行う場合があります。将来の投資成果等を保証あるいは予測するものではありません。

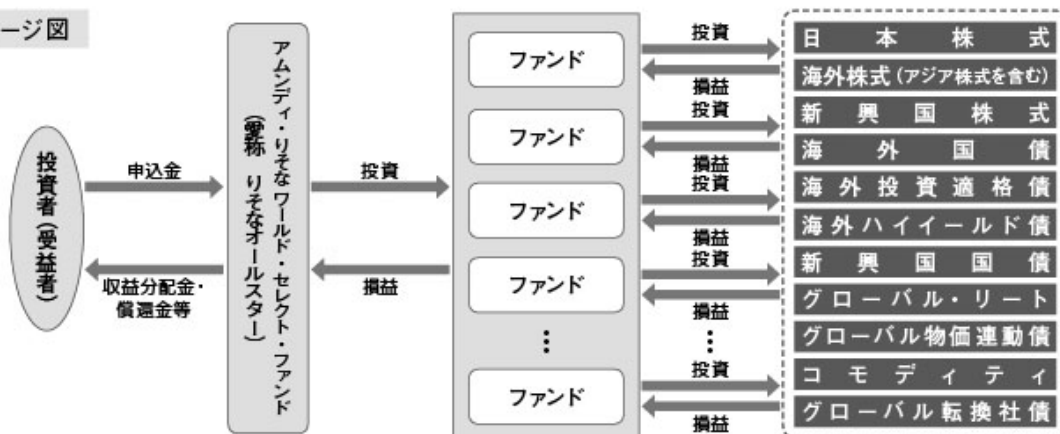
通貨の分散

- 世界の二大通貨(米ドル・ユーロ)に加えて、様々な通貨に分散します。

② 世界有数の運用会社が運用する投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ方式^{※2}で運用します。

※2 ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

イメージ図



投資対象とするファンドの概要

り そ な オ ー ル ス タ ー	投資対象資産・基本配分比率	指定投資信託証券	国籍	運用会社	基本投資比率	信託報酬率（年率）
	1 日本株式 25%程度	1 Amundi Funds エクイティ・ジャパン・バリュー	ルクセンブルク	株式会社 リソナ銀行	2.5%程度	0.70%
	2 海外株式（アジア株式を含む） 55%程度	2 Amundi Funds II-トップ・ヨーロッパ・プレイヤーズ	ルクセンブルク	バイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッド	2.0%程度	0.70%以内 ^{※1}
		3 フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）	日本	フィデリティ・投資株式会社	2.0%程度	0.72%（税抜）
	3 新興国株式 2.0%程度	4 Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ	ルクセンブルク	アムンディ・ホンコン・リミテッド	1.0%程度 ^{※2}	0.85%以内
		5 Amundi Funds SBI FM エクイティ・インド	ルクセンブルク	アムンディ・ホンコン・リミテッド	0.5%程度	0.85%以内
	4 海外国債 2.0%程度	6 GIM エマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	日本	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度	0.88%（税抜）
	5 海外投資適格債 20.0%程度	7 CA 外国債券ファンドVAT（適格機関投資家限定）	日本	アムンディ・ジャパン株式会社	2.0%程度	0.37%（税抜）
		8 ドイツ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	日本	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社	10.0%程度	0.55%（税抜）
	6 海外ハイイールド債 36.0%程度	9 Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	ルクセンブルク	アムンディ・アセット・マネジメント	10.0%程度	0.40%
	7 新興国国債 15.0%程度	10 TCW ファンズ-MetWest ハイイールド・ボンド・ファンド	ルクセンブルク	TCW インベストメント・マネジメント・カンパニー	18.0%程度	0.70%
		11 Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド	ルクセンブルク	アムンディ・アセット・マネジメント	18.0%程度	0.60%
	8 グローバル・リート 10.0%程度	12 GIM FOFs 新興国ソブリン・オープンF（適格機関投資家専用）	日本	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	15.0%程度	0.61%（税抜）
	9 グローバル物価連動債 2.0%程度	13 CA グローバル REIT マザー・ファンド	日本	アムンディ・ジャパン株式会社	10.0%程度	—
		14 世界物価連動債ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	日本	三井住友トラスト・アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度	0.20%（税抜）
	10 コモディティ 4.0%程度	15 エンハンス・コモディティ・サブ・トラスト・FOFクラス	ケイマン	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エルピー	4.0%程度	0.45% ^{※1}
	11 グローバル転換社債 1.0%程度	16 JPモルガン ファンズ グローバル・コンバティブルズ ファンド（ユーロ）	ルクセンブルク	JPモルガン・アセット・マネジメント（UK）リミテッド	1.0%程度	0.95%以内

※1 投資顧問会社等への報酬（いわゆる、委託者報酬に相当）のみの数字です。

※2 2018年12月5日付で「Amundi Funds エクイティ・コリア」への基本投資比率を「0.5%程度」からゼロとし、「Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ」への基本投資比率を「0.5%程度」から「1.0%程度」に変更しました。

*上記は2018年12月末日現在の投資信託証券の一覧（指定投資信託証券）です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。また、各投資対象資産の基本配分比率および各指定投資信託証券の基本投資比率は、投資環境の変化等により見直しを行う場合があります。信託報酬率については、国内籍指定投資信託証券の場合、委託会社等への報酬（委託者報酬）と受託会社等への報酬（受託者報酬）を合計した数字です。外国籍指定投資信託証券の場合、原則として、投資顧問会社等への報酬（いわゆる、委託者報酬に相当）、保管銀行業務および基準価額算定事務等に関する報酬（いわゆる、受託者報酬に相当）の他に、その他管理事務（登録、名義書換、監査、法律事務、印刷等の費用）に関する報酬を含む数字です。信託報酬率については、今後変更となる場合があります。

③ 原則として、毎月11日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

利子・配当等収益を中心に分配を行います。が、基準価額の水準等によっては、売買益（評価益を含みます）等を中心にボーナス分配をする場合があります。ただし、あらかじめ、一定額の分配をお約束するものではなく、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

④ 原則として、為替ヘッジは行いません。

◆資金動向および市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

信託金の限度額は、1兆円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信／内外／資産複合に属しています。

○商品分類表

単位型／ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 （収益の源泉）
-------------	------------	-------------------

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資 形態	為替 ヘッジ
--------	------	------------	----------	-----------

単位型	国内	株式 債券	株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
追加型	海外	不動産投信	債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本		あり ()
	内外	その他資産 ()	不動産投信	年4回	北米	ファミリー ファンド	
		資産複合	その他資産※ (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信) 資産配分固定型))	年6回 (隔月)	欧州		
			資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア		
			資産複合 ()	日々	オセアニア		なし
			資産複合 ()	その他 ()	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
			資産配分固定型 資産配分変更型		アフリカ		
					中近東 (中東)		
					エマージング		

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○商品分類の定義

・単位型／追加型

「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域

「内外」……………目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産(収益の源泉)

「資産複合」……目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型））」

…目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

・ 決算頻度

「年12回（毎月）」…目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

・ 投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・ 投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・ 為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）資産配分固定型）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

*上記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

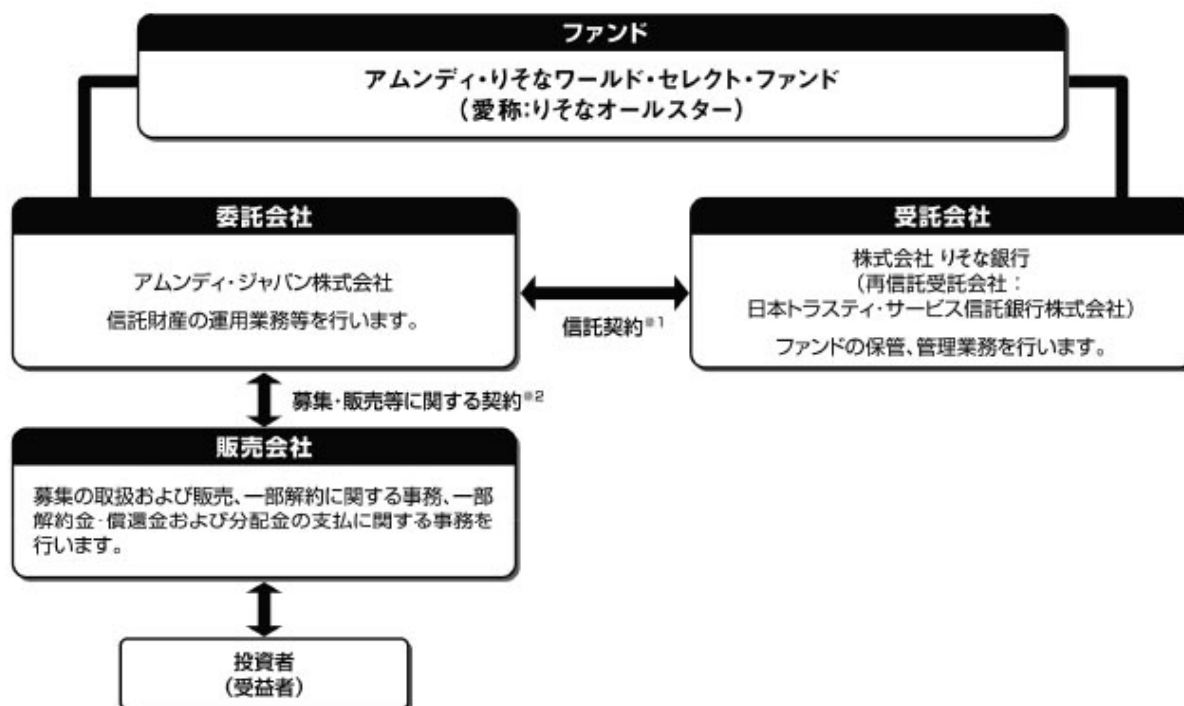
（２）【ファンドの沿革】

平成18年12月22日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

平成19年 1月 4日 投資信託の振替制度へ移行

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において募集・販売等に関する契約を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

② 委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資コンサルティング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目2番2号	2,400,000株	100%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。ファンドは、主として投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券または投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。

- ① 主として、投資信託証券に投資をすることにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、当初の投資対象資産毎の投資信託証券への基本配分比率は下記の通りとすることを基本とします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

投資対象資産		基本配分比率
1	日本株式	2.5%程度
2	海外株式（アジア株式を含む）	5.5%程度
3	新興国株式	2.0%程度
4	海外国債	2.0%程度
5	海外投資適格債	20.0%程度
6	海外ハイイールド債	36.0%程度
7	新興国国債	15.0%程度
8	グローバル・リート	10.0%程度
9	グローバル物価連動債	2.0%程度
10	コモディティ	4.0%程度
11	グローバル転換社債	1.0%程度

- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます）の中から、投資対象資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向等を勘案し、投資を行います。
- ④ 指定投資信託証券は運用の基本方針に鑑み、定性評価・定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

投資対象ファンドの選定方針

委託会社は、アムンディ内外で運用される、11種類の資産を投資対象とするファンドを選定します。選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

（２）【投資対象】

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、主として投資信託証券のほか、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

- 1) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)の証券の性質を有するもの
- 3) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆（参考）指定投資信託証券の概要◆

下記の概要は、2018年12月末日現在においてファンドが投資する指定投資信託証券について委託会社が知りうる情報を基に作成しております。今後指定投資信託証券の委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。また、指定投資信託証券として指定されていた投資

信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定される場合があります。

1. Amundi Funds エクイティ・ジャパン・バリュー	
投資顧問会社	株式会社 りそな銀行
2. Amundi Funds II-トップ・ヨーロッパ・プレイヤーズ	
投資顧問会社	バイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッド
3. フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	
委託会社	フィデリティ投信株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	FIAM LLC
4. Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ	
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
5. Amundi Funds SBI FM エクイティ・インド	
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
6. GIMIマーキング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
7. CA外国債券ファンドVAT（適格機関投資家限定）	
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
8. ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	
委託会社	ドイツ・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	DWS インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク
9. Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	
投資顧問会社	アムンディ アセット・マネジメント

10. TCW ファンズ-MetWest ハイ・イールド・ボンド・ファンド	
投資顧問会社	TCW インベストメント・マネジメント・カンパニー
11. Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド	
投資顧問会社	アムンディ アセット・マネジメント
12. GIM FOFs用新興国ソブリン・オープンF(適格機関投資家専用)	
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
13. CAグローバルREITマザーファンド	
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
14. 世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	
委託会社	三井住友トラスト・アセット・マネジメント株式会社
15. エンハンス・コモディティ・サブ・トラスト - FoF クラス	
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
16. JPモルガン ファンズ グローバル・コンバーティブルズ ファンド(ユーロ)	
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

◆指定投資信託証券について◆

ファンドが投資を行う投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）のうち、ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある指定投資信託証券の内容は以下の通りです。

《ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)》

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として親投資信託であるドイチェ・米国投資適格社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券への投資を通じて、米国の信用力の高い公社債に実質的に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

(2) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行
マザーファンドの投資顧問会社	DWS インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

(3) 投資方針等

1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接債券に投資する場合があります。

2) 投資態度

- ① 主にマザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲインの確保を目指して運用を行います。

- ② 実質的に投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付（BBB格相当以上）を付与された債券及び同等の信用度をもつ債券とします。
 - ③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 3) 主な投資制限
- ① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

《Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート》

（１）ファンドの特色

ファンドは、主として欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資することにより、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるトータル・リターンの最大化を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルク籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。投資するシェアクラスは、I2（ユーロ建）です。

（２）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アムンディ アセットマネジメント

（３）投資方針等

1) 投資対象

欧州市場で取引されるユーロ建の固定あるいは変動利付社債等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として欧州市場で取引される、欧州または欧州以外の企業が発行するユーロ建の固定あるいは変動利付社債等に投資します。なお、セクター制限はありません。
- ② 原則として、S&Pやムーディーズなどの国際的格付機関より投資適格（BBB－／Baa3以上）と格付されている社債等に投資します。
- ③ ポートフォリオ全体の格付を高めるため、投資割合に制限なく、ユーロ圏の政府が発行または保証する債券にも投資することがあります。
- ④ 金利変動リスクに対応するため、先物、オプションあるいはスワップ等の金利派生商品を利用することがあります。
- ⑤ 発行体の信用リスクや債務不履行リスクのヘッジ目的のため、または裁定戦略※という戦略の範囲内で、クレジット・デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）を利用することがあります。

※クレジット・デリバティブの価格変動予測による取引、または2つの異なる発行体または同一発行体間の価格差を利用した取引、またはクレジット・マーケットと証券市場間のリスク格差を利用した取引等を利用する取引手法のこと。

- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において認可または取引されている譲渡可能なものに限定します。
- ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体、非加盟国あるいはEU加盟国の一つ

または複数の加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。

《TCWファンズ-MetWestハイ・イールド・ボンド・ファンド》

（１）ファンドの特色

米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインとキャピタルゲインを合わせたトータルリターンの最大化を目指して運用を行います。

（２）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	TCWインベストメント・マネジメント・カンパニー
副投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社

（３）投資方針等

１）投資対象

- ① 米ドル建のハイイールド債を主要投資対象とします。
- ② 外国為替予約取引、為替先渡し取引、直物為替先渡し取引等のデリバティブを活用します。

２）投資態度

- ①原則として、純資産総額に借入金額を合算した額の80%以上を米国のハイイールド債に投資します。
- ②通常、ポートフォリオのデュレーションは2～8年程度、償還年限は2～15年程度となります。
- ③米国及び世界のハイイールド債の中から割安な銘柄に注目します。
- ④原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

３）主な投資制限

- ① 原則として、バンクローンへの投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② デフォルトした債券に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

《Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド》

（１）ファンドの特色

ファンドは、主として欧州の高利回り債券等に投資することにより、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン及び為替差益によるトータル・リターンの最大化を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルク籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。投資するシェアクラスは、I2（ユーロ建）です。

（２）ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アムンディ アセットマネジメント

（３）投資方針等

１）投資対象

欧州の高利回り債券等を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として、欧州市場で発行される欧州の高利回り債券、欧州の発行体により発行される欧州の高利回り債券またはその他の高利回り債券（自由に交換可能な通貨建て）等に投資します。
- ② S&Pやムーディーズなどの国際的格付機関よりハイイールド債（高利回り債券）（ダブルB格（BB格）以下）と格付されている債券等に投資します。
- ③ 必要に応じて為替ヘッジを行います。
- ④ 金利変動リスクに対応するため、先物、オプションあるいはスワップ等の金利派生商品を利用することがあります。
- ⑤ 発行体の信用リスクや債務不履行リスクのヘッジ目的のため、または裁定戦略※のため、クレジット・デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）を利用することがあります。

※ クレジット・デリバティブの価格変動予測による取引、または2つの異なる発行体または同一発行体間の価格差を利用した取引、またはクレジット・マーケットと証券市場間のリスク格差を利用した取引等を利用する取引手法のこと。

- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において認可または取引されている譲渡可能なものに限定します。
- ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体、非加盟国あるいはEU加盟国の一つまたは複数が加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。

《GIM FOFs用新興国ソブリン・オープンF（適格機関投資家専用）》

（1）ファンドの特色

当ファンドは、主として新興国のソブリン債券を投資対象とするGIM新興国ソブリン・オープン・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

（2）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

（3）投資方針等

1) 投資対象

新興国のソブリン債券を投資対象とするマザーファンドを主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

④ デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡し取引および為替先渡し取引をいいます。）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

⑤ デリバティブ取引等を行う場合（マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引等を行う場合を含みます。）は、デリバティブ取引等による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引等を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュエーション・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします。

《CAグローバルREITマザーファンド》

（1）ファンドの特色

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ）されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます）を投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（2）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行
投資助言会社	株式会社 りそな銀行

（3）投資方針等

1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

2) 投資態度

① 主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

② 投資にあたっては、銘柄ごとの配当利回り水準、流動性、市況動向等を勘案の上、投資銘柄を選定し、運用を行うことを基本とします。

③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑥ 運用にあたっては、株式会社りそな銀行の投資助言を受けます。

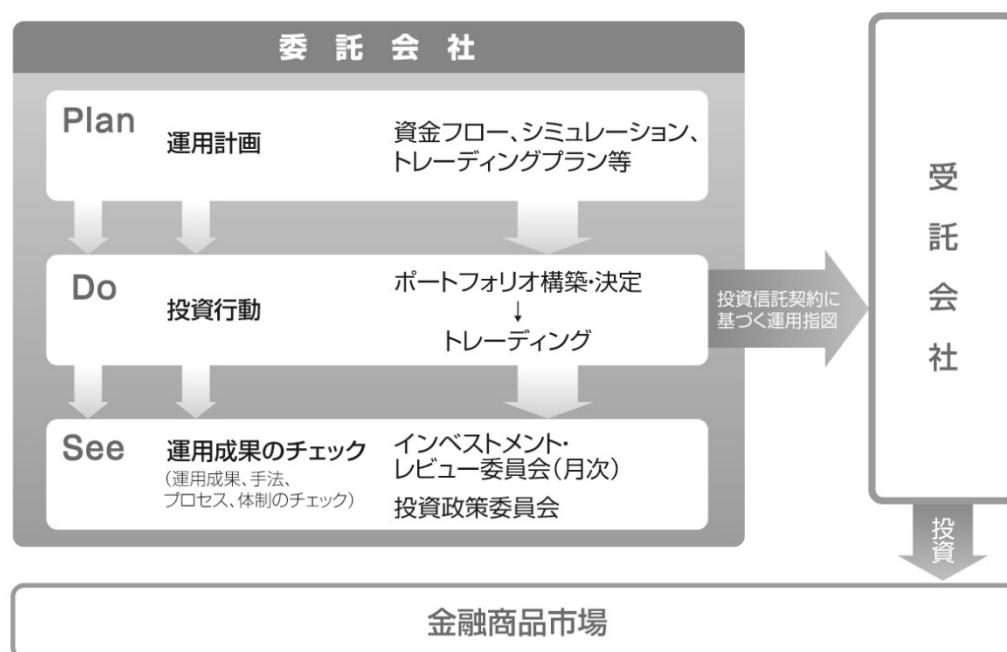
3) 主な投資制限

- ① 株式への投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ デリバティブの利用は行いません。

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下の通りとなっております。



＊委託会社の運用成果のチェック・・・インベストメント・レビュー委員会（8名以上）、
投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・運用担当者服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎月11日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◎収益分配金に関する留意事項

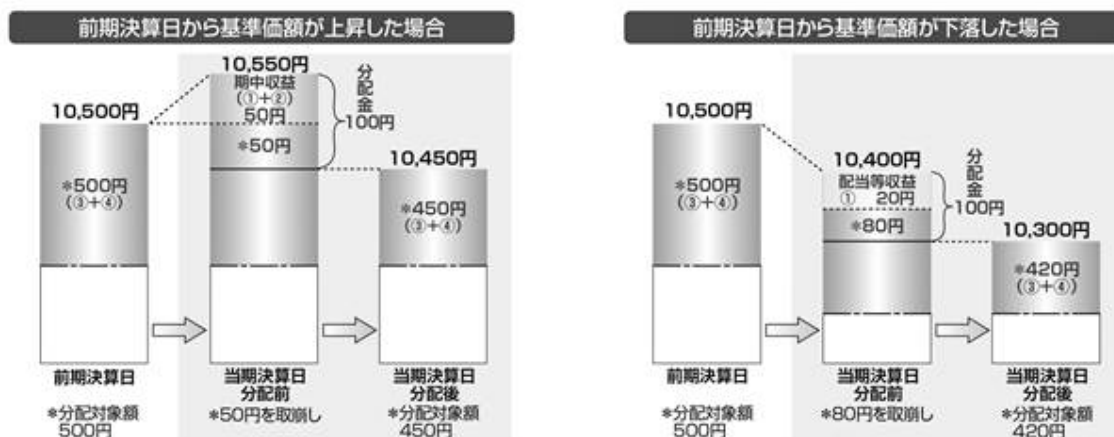
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

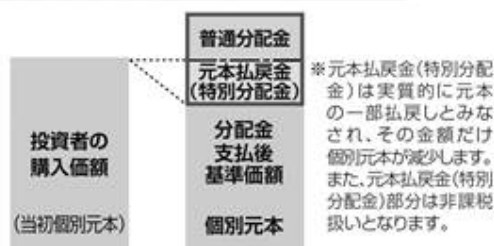


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

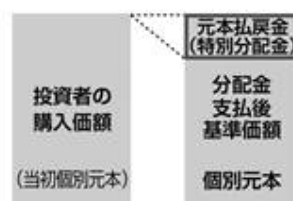
※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金」の「(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

◆ 資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

②収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

- (ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- (iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (iv) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- 3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

① ファンドの信託約款で定める投資制限

- 1) 投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。

2) 株式への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。

3) 外貨建資産への投資制限

外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。

4) 同一銘柄の投資信託証券への投資制限

原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。

また、不動産を主たる投資対象とする投資信託および外国投資信託の受益証券または投資法人および外国投資法人については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

5) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

6) 外国為替予約取引の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

7) 資金の借入れの制限

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

8) 受託会社による資金の立替え

- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (c) 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として株式、債券、リートなど値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

①価格変動リスク

有価証券等の価格は発行体の経営・財務状況および経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。実質的に組入れられた有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

②金利変動リスク

債券価格は金利変動等により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなります。

③信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により有価証券等の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。ファンドが実質的に投資する有価証券等の発行体の財政状況および一般的な経済状況ま

たは経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該有価証券等の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④為替変動リスク

ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または政府当局による海外からの投資規制などの複数の規制が緊急に導入された場合あるいは政策が変更された場合等に、証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。また、新興国の経済状況は先進国に比べてぜい弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなることが予想されます。この場合、投資方針に沿った運用が困難となる可能性があります。またファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑥リート（不動産投資信託）に関するリスク

リート（不動産投資信託）の価格および配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リーートの収益および財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。リート（不動産投資信託）の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑦コモディティ（商品）に関するリスク

商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります）。商品先物の取引価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑧物価変動リスク

物価連動国債（インフレ連動国債）の元本や利金は物価変動により、減少することがあるため、ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する物価連動国債（インフレ連動国債）の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑨流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買取引できず、不測の損失を被るリスクがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

①分配金の支払いに関する留意点

分配金は当該期にファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率はファンドの収益率を示すものではありません。

②ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

③規制の変更に関する留意点

- ・ファンドまたはファンドが投資対象とする投資信託証券の運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、ファンドまたはファンドが投資対象とする投資信託証券は重大な不利益を被る可能性があります。

④その他の留意点

- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・ファンドが投資対象とする投資信託証券にはファミリーファンド方式で運用を行うものがあります。複数のベビーファンドが同一マザーファンド（親投資信託証券）に投資することがあるため、他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合などには、ファンドが投資対象とする投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。その結果、ファンドの基準価額が影響を受ける可能性があります。
- ・ファンドが投資対象とする投資信託証券は運用の基本方針に鑑み、定性評価・定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託および外国投資信託の受益証券（投資法人および外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定されることにより、前記以外にファンドの基準価額の変動を及ぼすリスクが生じる可能性があります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また、基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たにファンドを購入できなくなります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析

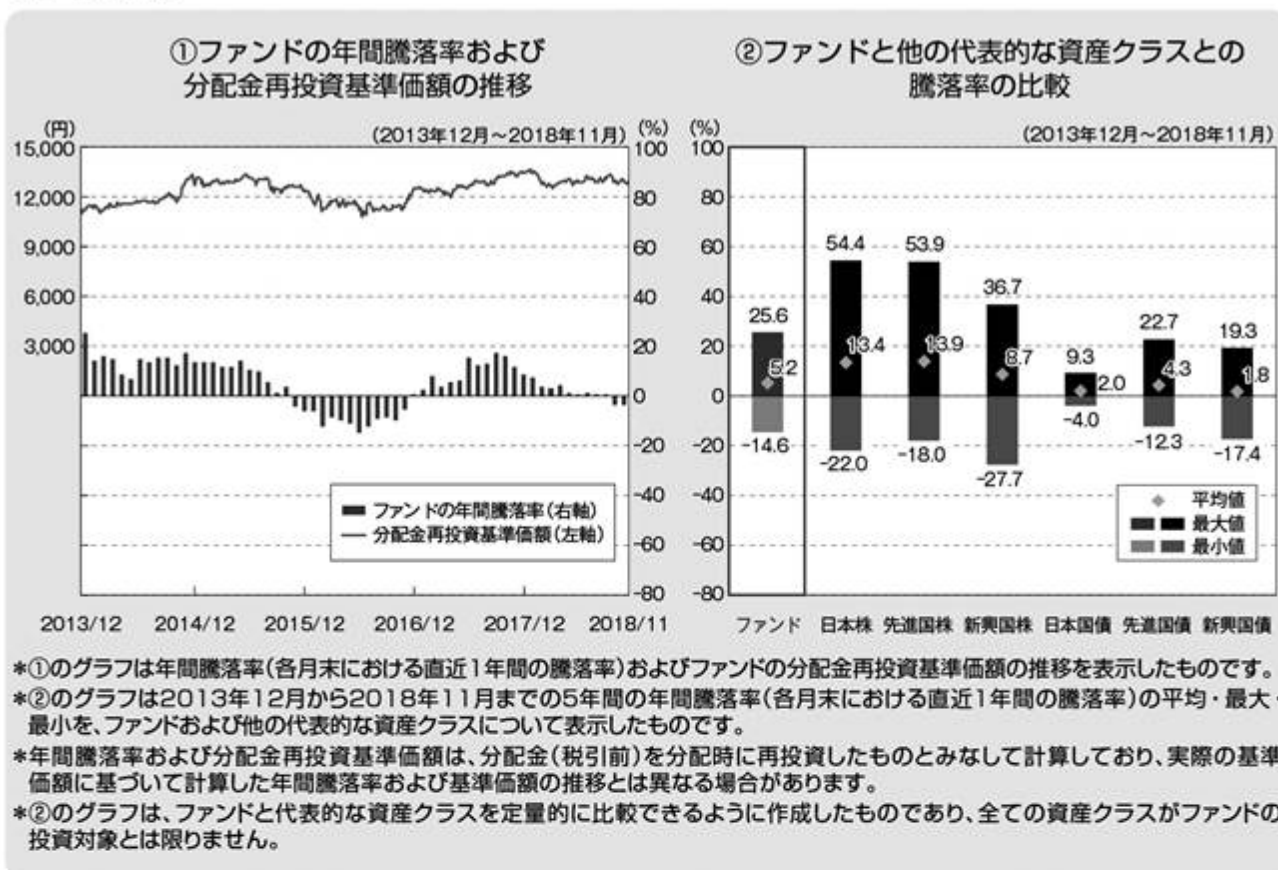
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

- ・運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査及び内部監査部門が事後チェックを行います。ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）



○各資産クラスの指数について

日本株 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。同指数の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

4 【手数料等及び税金】

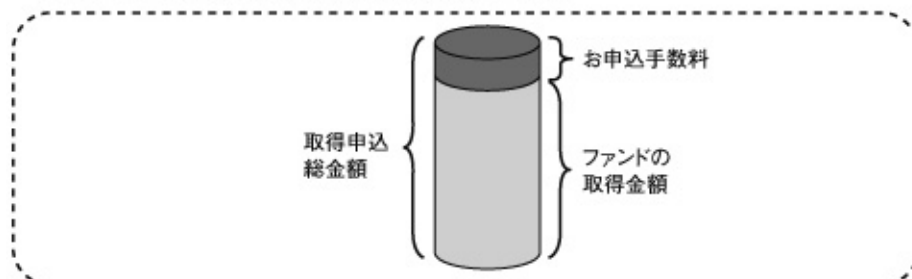
(1) 【申込手数料】

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。

料率上限（本書作成日現在）	役務の内容
3.24%（税抜3.0%）	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。
 申込手数料については、販売会社によって異なりますので、詳しくは販売会社にお問合せください。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.2096%（税抜1.12%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて、毎日、費用計上されます。

【信託報酬の配分】 (年率)

支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.42%※（税抜）	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.65%（税抜）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

委託会社は、受託会社の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

※CAグローバルREITマザーファンドにかかる投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から年率0.015%（税抜）が支払われます。

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

なお、ファンドは主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。
 上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記のとおりです。

（参考）指定投資信託証券の信託報酬

指定投資信託証券の名称	信託報酬率 （年率）	ファンド籍	役務の内容
-------------	---------------	-------	-------

1	Amundi Funds エクイティ・ジャパン・バリュー	0.70%	外国	信託財産の 運用・管理等の 対価
2	Amundi Funds II - トップ・ヨーロピアン・プレイヤーズ	0.70%以内※	外国	
3	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド （適格機関投資家専用）	0.72%（税抜）	国内	
4	Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ	0.85%以内	外国	
5	Amundi Funds SBI FM エクイティ・インド	0.85%以内	外国	
6	GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	0.86%（税抜）	国内	
7	CA外国債券ファンドVAT（適格機関投資家限定）	0.37%（税抜）	国内	
8	ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	0.55%（税抜）	国内	
9	Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	0.40%	外国	
10	TCWファンズ-MetWest ハイ・イールド・ボンド・ファンド	0.70%	外国	
11	Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド	0.60%	外国	
12	GIM FOFs用新興国ソブリン・オープンF（適格機関投資家専用）	0.61%（税抜）	国内	
13	CAグローバルREITマザーファンド	—	国内	
14	世界物価連動債ファンド（為替ヘッジなし） （適格機関投資家専用）	0.20%（税抜）	国内	
15	エンハンスド・コモディティ・サブ・トラスト-FOFクラス	0.45%※	外国	
16	JPモルガン ファンズ グローバル・コンバーティブルズ ファンド （ユーロ）	0.95%以内	外国	

上記は2018年12月末日現在の投資信託証券の一覧（指定投資信託証券）です。

※投資顧問会社等への報酬（いわゆる、委託者報酬に相当）のみの数字です。

上記の信託報酬率は、2018年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。国内籍指定投資信託証券の場合、委託会社等への報酬（委託者報酬）と受託会社等への報酬（受託者報酬）を合計した数字です。外国籍指定投資信託証券の場合、2と15の指定投資信託証券については投資顧問会社等への報酬（いわゆる、委託者報酬に相当）のみ、2と15以外の指定投資信託証券については委託者報酬、保管銀行業務および基準価額算定事務等に関する報酬（いわゆる、受託者報酬に相当）の他に、その他管理事務（登録、名義書換、監査、法律事務、印刷等の費用）に関する報酬を含む数字です。また、国内籍指定投資信託証券の場合、上記の他、実質的な組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、監査費用等の費用も別途かかります。外国籍指定投資信託証券の場合、上記の他、実質的な組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかり、設立費用、監査費用、法律関係の費用等の費用が別途かかるものもあります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

<実質的な負担の上限>

りそなオールスターの実質的な負担の上限（税込・年率）
純資産総額に対して上限年率2.1596%(税込)※を乗じて得た額 ※ファンドの信託報酬（年率1.2096%(税込)）に組入投資信託証券のうち信託報酬等が最大のもの（年率0.95%）を加算しており、日本の消費税率等を考慮した上限です。 ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

◆上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

（４）【その他の手数料等】

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用および監査報酬

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2) 信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎年5月および11月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

③ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券においては、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ルクセンブルクの年次税（年率0.01%）などの諸費用がかかります。

※その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※ファンドの費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成30年9月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税※または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

税率	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
----	-------------------------------------

※ 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます）の損益通算（特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等も対象となります。）をすることができます（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします）。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

※ 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置（ジュニアNISA）もあります。なお、他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません）。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて税額控除が適用されます。

税率	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）
----	-------------------------------

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

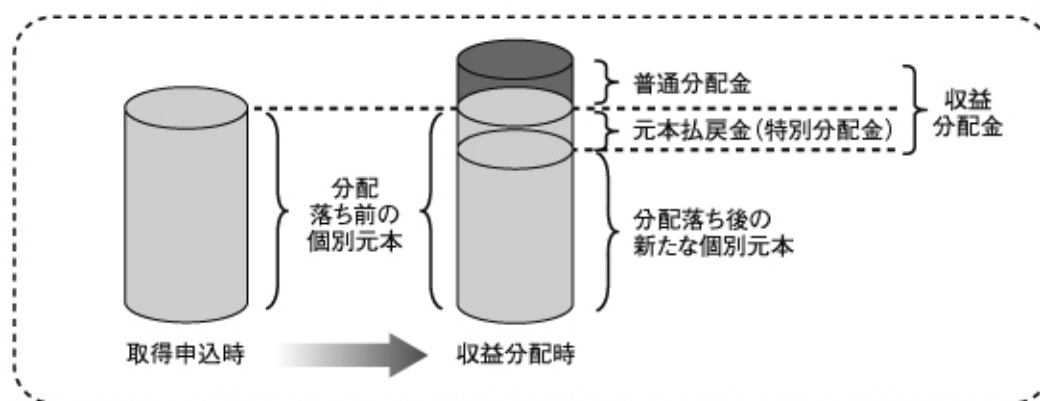
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。ただし、個別元本は、複数支店等で同一ファンドを取得する場合などにより把握方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- 4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④ 収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成30年11月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（１）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	942,659,121	32.68
	ルクセンブルク	55,062,342	1.90
	小計	997,721,463	34.58
投資証券	ルクセンブルク	1,441,079,194	49.95
	ケイマン諸島	107,202,426	3.71
	小計	1,548,281,620	53.67
親投資信託受益証券	日本	292,633,233	10.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	45,877,213	1.59
合計（純資産総額）		2,884,513,529	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（買建）	日本	3,402,900	0.11

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

<参考情報>

「CAグローバルREITマザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	日本	60,855,980	14.87
	アメリカ	253,405,033	61.91
	カナダ	6,191,153	1.51
	ドイツ	716,229	0.17
	フランス	15,071,634	3.68
	オーストラリア	22,959,195	5.61
	イギリス	15,957,418	3.89
	香港	7,420,630	1.81
	シンガポール	11,952,454	2.92
	ニュージーランド	2,321,320	0.56
	オランダ	5,350,557	1.30
	ベルギー	2,817,375	0.68
	小計	405,018,978	98.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	4,230,717	1.03
合計（純資産総額）		409,249,695	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	TCW ファンズ- MetWest ハイ・イールド・ボンド・ファンド（XJシェアクラス）	53,786.65	9,615	517,158,639	9,562	514,307,947	17.82
2	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・イールド-I2クラス	111,000.659	4,632.63	514,225,761	4,531.98	503,053,342	17.43
3	日本	投資信託受益証券	GIM FOFs 用新興国ソブリン・オープンF（適格機関投資家専用）	580,928,128	0.7458	433,256,197	0.7332	425,936,503	14.76
4	日本	親投資信託受益証券	CAグローバルREITマザーファンド	201,997,124	1.4516	293,219,026	1.4487	292,633,233	10.14
5	日本	投資信託受益証券	ドイツ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	425,768,803	0.675	287,393,942	0.6706	285,520,559	9.89
6	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート-I2クラス	34,764.897	8,204.85	285,241,003	8,149.30	283,309,755	9.82
7	ケイマン諸島	投資証券	エフハンスト・コモディティ・サブ・トラストーPOF クラス	276,894,634	0.41	115,348,326	0.38	107,202,426	3.71
8	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds エクイティ・ジャパン・バリュール-I2クラス	6,709.28	10,478.00	70,299,835	10,320.00	69,239,769	2.40
9	日本	投資信託受益証券	世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	58,400,000	1.0254	59,883,360	1.0115	59,071,600	2.04
10	日本	投資信託受益証券	CA外国債券ファンドVAT（適格機関投資家限定）	40,814,391	1.4165	57,813,584	1.4229	58,074,796	2.01
11	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）	57,944,774	1.0046	58,211,319	0.988	57,249,436	1.98
12	日本	投資信託受益証券	GIMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	114,160,426	0.489	55,824,448	0.4976	56,806,227	1.96
13	ルクセンブルク	投資信託受益証券	Amundi Funds II- トップ・ヨーロッパ・プレイヤーズ	45,101.811	1,241.51	55,994,614	1,220.84	55,062,342	1.90
14	ルクセンブルク	投資証券	JPモルガン ファンズ グローバル・コンバーティブルズ ファンド（ユーロ）	13,060	2,189.77	28,598,402	2,154.88	28,142,852	0.97
15	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds SBI FMエクイティ・インディア-I2クラス	701.357	20,808.12	14,593,925	22,276.42	15,623,729	0.54
16	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds エクイティ・グレーター・チャイナ-I2クラス	743.076	18,672.62	13,875,177	19,062.95	14,165,227	0.49
17	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds エクイティ・コリア-I2クラス	1,717.697	7,659.00	13,155,841	7,706.00	13,236,573	0.45

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	32.68
	親投資信託受益証券	10.14
外国	投資信託受益証券	1.90
	投資証券	53.67
合計		98.40

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	国/ 地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	米ドル買/円売	買建	30,000.00	3,407,310	3,402,900	0.11

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

<参考情報>

「CAグローバルREITマザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP	1,100	18,589.79	20,448,769	20,946.56	23,041,218	5.63
2	アメリカ	投資証券	PROLOGIS	2,000	7,445.70	14,891,417	7,622.91	15,245,829	3.72
3	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	600	24,044.72	14,426,834	24,039.75	14,423,852	3.52
4	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	1,400	6,455.92	9,038,301	8,105.16	11,347,226	2.77
5	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	500	19,028.91	9,514,459	21,340.30	10,670,151	2.60
6	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	1,300	7,234.64	9,405,043	7,973.53	10,365,597	2.53
7	オーストラリア	投資証券	ABACUS PROPERTY GROUP	34,920	308.46	10,771,681	269.17	9,399,737	2.29
8	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	1,300	6,153.47	7,999,521	7,086.20	9,212,061	2.25
9	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST	700	12,294.47	8,606,132	12,900.40	9,030,283	2.20
10	アメリカ	投資証券	BOSTON PROPERTIES INC	500	14,168.99	7,084,499	14,730.67	7,365,337	1.79
11	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	1,000	6,127.38	6,127,380	7,246.19	7,246,194	1.77
12	アメリカ	投資証券	HCP INC	2,100	2,747.19	5,769,118	3,267.93	6,862,665	1.67
13	イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	7,680	990.41	7,606,412	826.55	6,347,957	1.55
14	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	2,800	2,367.77	6,629,767	2,189.97	6,131,918	1.49
15	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST	200	27,676.46	5,535,293	29,427.30	5,885,461	1.43
16	アメリカ	投資証券	MEDICAL PROPERTIES TRUST	2,800	1,535.02	4,298,057	1,946.01	5,448,829	1.33
17	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	700	7,508.30	5,255,816	7,692.13	5,384,491	1.31
18	アメリカ	投資証券	LIBERTY PROPERTY TRUST	1,000	4,977.92	4,977,928	5,039.20	5,039,202	1.23
19	フランス	投資証券	ICADE	540	10,318.40	5,571,938	9,204.78	4,970,585	1.21
20	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人	32	155,064.12	4,962,052	151,600.00	4,851,200	1.18
21	アメリカ	投資証券	EPR PROPERTIES	600	7,027.19	4,216,318	8,009.84	4,805,908	1.17
22	アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	600	8,099.09	4,859,457	8,008.71	4,805,227	1.17
23	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	26	174,004.23	4,524,110	180,700.00	4,698,200	1.14
24	日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人	21	204,287.87	4,290,045	217,700.00	4,571,700	1.11
25	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	400	10,797.80	4,319,122	10,710.43	4,284,173	1.04
26	アメリカ	投資証券	UDR INC	900	4,179.10	3,761,190	4,753.25	4,277,932	1.04
27	アメリカ	投資証券	OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,000	3,294.12	3,294,127	4,232.43	4,232,431	1.03
28	フランス	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	211	25,171.71	5,311,232	19,980.52	4,215,890	1.03
29	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人	22	172,630.54	3,797,871	184,700.00	4,063,400	0.99
30	アメリカ	投資証券	UNIVERSAL HEALTH REALTY TRUST	500	7,058.96	3,529,484	7,763.61	3,881,808	0.94

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資証券	14.87
外国	投資証券	84.09
合計		98.96

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成30年11月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第5特定期間末（平成21年 5月11日）	34,941,533,844	35,188,737,618	0.5654	0.5694
第6特定期間末（平成21年11月11日）	35,336,698,969	35,568,013,830	0.6111	0.6151
第7特定期間末（平成22年 5月11日）	29,795,604,991	29,989,495,891	0.6147	0.6187
第8特定期間末（平成22年11月11日）	24,214,201,082	24,380,147,921	0.5837	0.5877

第9特定期間末（平成23年 5月11日）	18,844,293,739	18,941,551,240	0.5813	0.5843
第10特定期間末（平成23年11月11日）	13,365,970,514	13,445,223,560	0.5059	0.5089
第11特定期間末（平成24年 5月11日）	11,500,478,937	11,566,130,090	0.5255	0.5285
第12特定期間末（平成24年11月12日）	10,068,087,297	10,125,299,422	0.5279	0.5309
第13特定期間末（平成25年 5月13日）	11,605,920,396	11,655,856,662	0.6972	0.7002
第14特定期間末（平成25年11月11日）	9,590,179,383	9,634,238,086	0.6530	0.6560
第15特定期間末（平成26年 5月12日）	8,613,587,419	8,651,021,342	0.6903	0.6933
第16特定期間末（平成26年11月11日）	7,798,561,185	7,830,345,389	0.7361	0.7391
第17特定期間末（平成27年 5月11日）	6,315,733,478	6,341,535,880	0.7343	0.7373
第18特定期間末（平成27年11月11日）	5,288,355,817	5,311,087,467	0.6979	0.7009
第19特定期間末（平成28年 5月11日）	4,450,514,062	4,471,864,165	0.6254	0.6284
第20特定期間末（平成28年11月11日）	3,906,112,382	3,925,805,959	0.5950	0.5980
第21特定期間末（平成29年 5月11日）	3,881,851,201	3,899,911,454	0.6448	0.6478
第22特定期間末（平成29年11月13日）	3,602,923,134	3,619,305,164	0.6598	0.6628
第23特定期間末（平成30年 5月11日）	3,176,961,168	3,192,306,783	0.6211	0.6241
第24特定期間末（平成30年11月12日）	2,931,395,170	2,945,937,445	0.6047	0.6077
平成29年11月末日	3,572,124,770	—	0.6568	—
12月末日	3,570,834,479	—	0.6640	—
平成30年 1月末日	3,428,115,567	—	0.6473	—
2月末日	3,288,856,455	—	0.6226	—
3月末日	3,179,930,446	—	0.6130	—
4月末日	3,221,041,949	—	0.6241	—
5月末日	3,104,900,426	—	0.6101	—
6月末日	3,098,291,545	—	0.6120	—
7月末日	3,115,390,882	—	0.6193	—
8月末日	3,078,592,770	—	0.6155	—
9月末日	3,051,168,372	—	0.6243	—
10月末日	2,918,922,566	—	0.6011	—
11月末日	2,884,513,529	—	0.5973	—

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第5特定期間	自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日	0.0240
第6特定期間	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日	0.0240

第7特定期間	自 平成21年11月12日 至 平成22年 5月11日	0.0240
第8特定期間	自 平成22年 5月12日 至 平成22年11月11日	0.0240
第9特定期間	自 平成22年11月12日 至 平成23年 5月11日	0.0210
第10特定期間	自 平成23年 5月12日 至 平成23年11月11日	0.0180
第11特定期間	自 平成23年11月12日 至 平成24年 5月11日	0.0180
第12特定期間	自 平成24年 5月12日 至 平成24年11月12日	0.0180
第13特定期間	自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	0.0180
第14特定期間	自 平成25年 5月14日 至 平成25年11月11日	0.0180
第15特定期間	自 平成25年11月12日 至 平成26年 5月12日	0.0180
第16特定期間	自 平成26年 5月13日 至 平成26年11月11日	0.0180
第17特定期間	自 平成26年11月12日 至 平成27年 5月11日	0.0180
第18特定期間	自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月11日	0.0180
第19特定期間	自 平成27年11月12日 至 平成28年 5月11日	0.0180
第20特定期間	自 平成28年 5月12日 至 平成28年11月11日	0.0180
第21特定期間	自 平成28年11月12日 至 平成29年 5月11日	0.0180
第22特定期間	自 平成29年 5月12日 至 平成29年11月13日	0.0180
第23特定期間	自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月11日	0.0180
第24特定期間	自 平成30年 5月12日 至 平成30年11月12日	0.0180

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第5特定期間	自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日	11.6
第6特定期間	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日	12.3
第7特定期間	自 平成21年11月12日 至 平成22年 5月11日	4.5
第8特定期間	自 平成22年 5月12日 至 平成22年11月11日	△1.1
第9特定期間	自 平成22年11月12日 至 平成23年 5月11日	3.2
第10特定期間	自 平成23年 5月12日 至 平成23年11月11日	△9.9
第11特定期間	自 平成23年11月12日 至 平成24年 5月11日	7.4

第12特定期間	自 平成24年 5月12日 至 平成24年11月12日	3.9
第13特定期間	自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	35.5
第14特定期間	自 平成25年 5月14日 至 平成25年11月11日	△3.8
第15特定期間	自 平成25年11月12日 至 平成26年 5月12日	8.5
第16特定期間	自 平成26年 5月13日 至 平成26年11月11日	9.2
第17特定期間	自 平成26年11月12日 至 平成27年 5月11日	2.2
第18特定期間	自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月11日	△2.5
第19特定期間	自 平成27年11月12日 至 平成28年 5月11日	△7.8
第20特定期間	自 平成28年 5月12日 至 平成28年11月11日	△2.0
第21特定期間	自 平成28年11月12日 至 平成29年 5月11日	11.4
第22特定期間	自 平成29年 5月12日 至 平成29年11月13日	5.1
第23特定期間	自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月11日	△3.1
第24特定期間	自 平成30年 5月12日 至 平成30年11月12日	0.3

(注1) 収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2) 収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第5特定期間	自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日	458,848,680	2,276,015,930	61,800,943,597
第6特定期間	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日	456,437,763	4,428,666,100	57,828,715,260
第7特定期間	自 平成21年11月12日 至 平成22年 5月11日	354,897,438	9,710,887,454	48,472,725,244
第8特定期間	自 平成22年 5月12日 至 平成22年11月11日	270,570,084	7,256,585,345	41,486,709,983
第9特定期間	自 平成22年11月12日 至 平成23年 5月11日	234,965,882	9,302,508,590	32,419,167,275
第10特定期間	自 平成23年 5月12日 至 平成23年11月11日	164,647,364	6,166,132,408	26,417,682,231
第11特定期間	自 平成23年11月12日 至 平成24年 5月11日	175,738,039	4,709,702,402	21,883,717,868
第12特定期間	自 平成24年 5月12日 至 平成24年11月12日	133,936,001	2,946,945,452	19,070,708,417

第13特定期間	自 平成24年11月13日 至 平成25年 5月13日	128,069,426	2,553,355,729	16,645,422,114
第14特定期間	自 平成25年 5月14日 至 平成25年11月11日	92,169,965	2,051,357,538	14,686,234,541
第15特定期間	自 平成25年11月12日 至 平成26年 5月12日	60,767,098	2,269,026,990	12,477,974,649
第16特定期間	自 平成26年 5月13日 至 平成26年11月11日	42,154,190	1,925,394,035	10,594,734,804
第17特定期間	自 平成26年11月12日 至 平成27年 5月11日	33,377,580	2,027,311,412	8,600,800,972
第18特定期間	自 平成27年 5月12日 至 平成27年11月11日	28,560,465	1,052,144,744	7,577,216,693
第19特定期間	自 平成27年11月12日 至 平成28年 5月11日	31,775,072	492,290,685	7,116,701,080
第20特定期間	自 平成28年 5月12日 至 平成28年11月11日	35,792,289	587,967,585	6,564,525,784
第21特定期間	自 平成28年11月12日 至 平成29年 5月11日	28,123,524	572,564,773	6,020,084,535
第22特定期間	自 平成29年 5月12日 至 平成29年11月13日	25,632,851	585,040,465	5,460,676,921
第23特定期間	自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月11日	25,801,055	371,272,691	5,115,205,285
第24特定期間	自 平成30年 5月12日 至 平成30年11月12日	28,797,945	296,578,011	4,847,425,219

（注）全て本邦内におけるものです。

(参考情報)

運用実績

2018年11月末日現在

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額 5,973円 純資産総額 28.8億円

◎分配の推移

決算日	分配金
137期(2018年7月11日)	30円
138期(2018年8月13日)	30円
139期(2018年9月11日)	30円
140期(2018年10月11日)	30円
141期(2018年11月12日)	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	5,050円

*分配金は、1万口当たり・税引前です。
*直近5期分を表示しています。

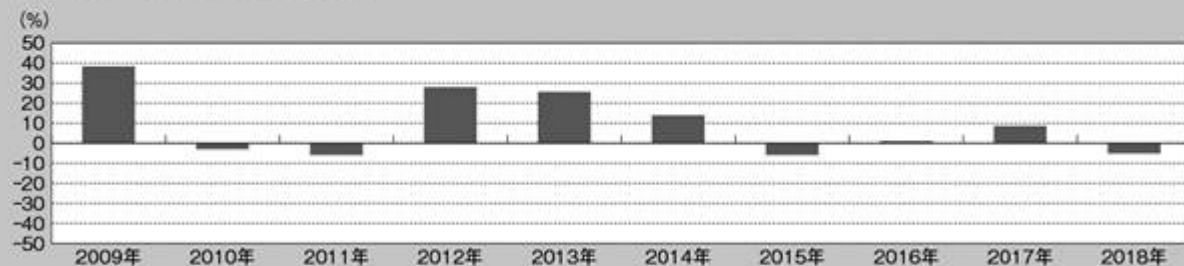
◎主要な資産の状況

投資対象資産	指定投資信託証券*	基本投資比率(%)	組入比率(%)
国内株式	Amundi Funds エクイティ・ジャパン・バリュー	2.50	2.40
海外株式(アジア株式を含む)	Amundi FundsII- トップ・ヨーロッパ・プレイヤーズ	2.00	1.91
海外株式(アジア株式を含む)	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド	2.00	1.98
海外株式(アジア株式を含む)	Amundi Funds エクイティ・グレート・チャイナ	0.50	0.49
海外株式(アジア株式を含む)	Amundi Funds エクイティ・コリア	0.50	0.46
海外株式(アジア株式を含む)	Amundi Funds SBI FM エクイティ・インド	0.50	0.54
新興国株式	GIM エマージング株式ファンドF	2.00	1.97
海外国債	CA外国債券ファンドVAT	2.00	2.01
海外投資適格債	ドイツ・米国投資適格社債ファンド	10.00	9.90
海外投資適格債	Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	10.00	9.82
海外ハイイールド債券	TCWファンズ・MetWest/ハイイールド・ボンドファンド	18.00	17.83
海外ハイイールド債券	Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイイールド	18.00	17.44
新興国国債	GIM FOFs用新興国ソブリン・オープンF	15.00	14.77
グローバル・リート	CA グローバル REIT マザーファンド	10.00	10.14
グローバル物価連動債	世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)	2.00	2.05
コモディティ	エンハンスド・コモディティ・サブトラスト	4.00	3.72
グローバル転換社債	JPM グローバル コンバーティブルズ(ユーロ)	1.00	0.98
現金・その他(含む、未収配当等)		0.00	1.59
合計		100.00	100.00

* 指定投資信託証券は一部略称で表示しております。

* 基本投資比率、組入比率は、純資産総額に対する割合です。組入比率は四捨五入の関係で100%とならない場合があります。

◎年間収益率の推移



* 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。

* ファンドにはベンチマークはありません。

* 2018年は年初から11月末日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1）お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は次の通りです。



2）申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱となります。取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。申込締切時間および取得申込総金額の支払期日は、販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

ただし、申込受付不可日^{*}にあたる場合は、お申込みできません。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

^{*}ロンドン、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国証券業金融市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社（前記「1 申込（販売）手続等 1）お申込みの受付場所」をご参照ください）に問い合わせることにより知ることができます。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよび取得申込の受付を取消することができます。

3）申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

^{*}取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

す。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1）途中換金[※]の受付

[※]途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2）途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受け付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、申込受付不可日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3）換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

4）換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの換金価額について委託会社（前記「1 申込（販売）手続等 1）お申込みの受付場所」をご参照ください）にお問合せください。

5）途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6）換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

7）受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

8）買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

9）買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消することができます。

＊買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

＊換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

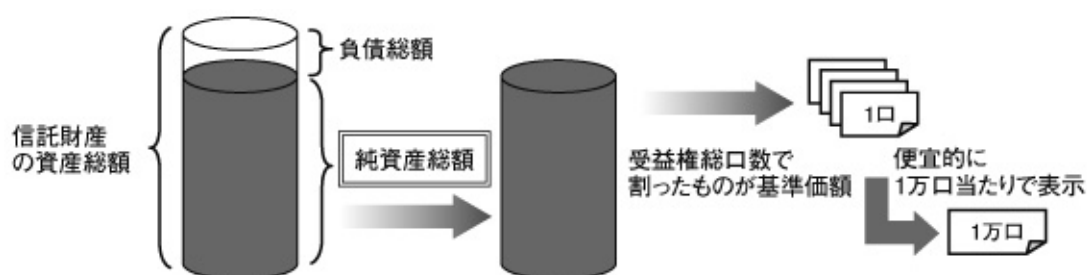
3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

1）基準価額の算定

基準価額とは、信託財産（受入担保金代用有価証券を除きます）に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。
ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。



2）基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は平成18年12月22日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 １) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

（４）【計算期間】

- 1) この信託の計算期間は、原則として毎月12日から翌月11日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年3月12日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

1) 信託の終了

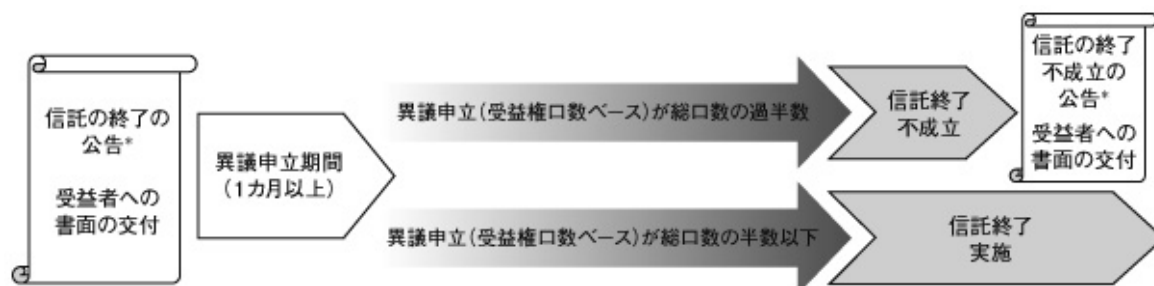
(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
- iii. やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 2) 前記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
- 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託の終了の手続>



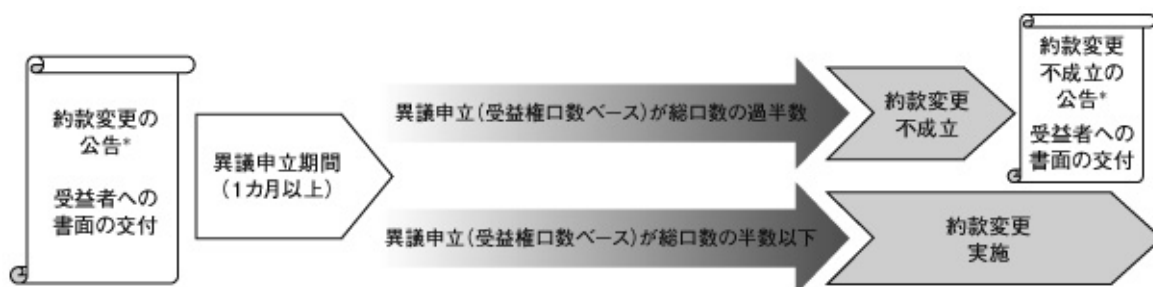
*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更」の（c）の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2）信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記（a）から（d）までの規定に従います。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



*全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

3）反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大なものについて変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、5月と11月の計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

6) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれから、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

7) その他

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は当該償還日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

＊買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の
本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧
および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24特定期間(平成30年5月12日から平成30年11月12日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

アムンディ・りそなワールド・セレクト・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第23特定期間末 (平成30年 5月11日)	第24特定期間末 (平成30年11月12日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,579,096	15,094,285
金銭信託	—	52,439,215
コール・ローン	62,211,616	—
投資信託受益証券	1,099,152,591	1,020,394,816
投資証券	1,708,062,748	1,566,354,981
親投資信託受益証券	333,170,971	298,238,038
派生商品評価勘定	16,720	—
未収入金	7,628,428	—
流動資産合計	3,211,822,170	2,952,521,335
資産合計	3,211,822,170	2,952,521,335
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,690	—
未払収益分配金	15,345,615	14,542,275
未払解約金	16,148,066	3,316,067
未払受託者報酬	142,546	138,746
未払委託者報酬	3,050,436	2,969,151
未払利息	175	—
その他未払費用	170,474	159,926
流動負債合計	34,861,002	21,126,165
負債合計	34,861,002	21,126,165
純資産の部		
元本等		
元本	5,115,205,285	4,847,425,219
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,938,244,117	△1,916,030,049
（分配準備積立金）	232,057,250	247,617,748
元本等合計	3,176,961,168	2,931,395,170
純資産合計	3,176,961,168	2,931,395,170
負債純資産合計	3,211,822,170	2,952,521,335

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第23特定期間 自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月11日	第24特定期間 自 平成30年 5月12日 至 平成30年11月12日
営業収益		
受取配当金	133,165,078	130,305,569
有価証券売買等損益	△202,656,060	△98,299,671
為替差損益	△21,539,142	△3,939,668
営業収益合計	△91,030,124	28,066,230
営業費用		
支払利息	18,718	14,639
受託者報酬	895,651	840,260
委託者報酬	19,166,795	17,981,490
その他費用	173,072	179,323
営業費用合計	20,254,236	19,015,712
営業利益又は営業損失（△）	△111,284,360	9,050,518
経常利益又は経常損失（△）	△111,284,360	9,050,518
当期純利益又は当期純損失（△）	△111,284,360	9,050,518
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△898,805	1,505,940
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,857,753,787	△1,938,244,117
剰余金増加額又は欠損金減少額	134,061,774	115,319,096
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	134,061,774	115,319,096
剰余金減少額又は欠損金増加額	9,301,497	11,163,958
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	9,301,497	11,163,958
分配金	94,865,052	89,485,648
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,938,244,117	△1,916,030,049

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (3) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。 (2) 特定期間の取扱い ファンドの特定期間は当期末が休日のため、平成30年5月12日から平成30年11月12日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第23特定期間末 (平成30年 5月11日)	第24特定期間末 (平成30年11月12日)
1. 期首元本額	5,460,676,921円	5,115,205,285円
期中追加設定元本額	25,801,055円	28,797,945円
期中一部解約元本額	371,272,691円	296,578,011円
2. 特定期間末日における受益権の総数	5,115,205,285口	4,847,425,219口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,938,244,117円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,916,030,049円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第23特定期間 自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月11日	第24特定期間 自 平成30年 5月12日 至 平成30年11月12日
分配金の計算過程	分配金の計算過程

（平成29年11月14日から平成29年12月11日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額245,599,858円（1万口当たり452円）のうち16,277,462円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	21,308,146円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	6,500,048円
D	分配準備積立金額	217,791,664円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	245,599,858円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,425,820,989口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	452円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F×H/10,000）	16,277,462円

（平成29年12月12日から平成30年1月11日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額247,072,361円（1万口当たり460円）のうち16,107,251円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	20,146,864円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	6,595,077円
D	分配準備積立金額	220,330,420円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	247,072,361円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,369,083,687口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	460円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F×H/10,000）	16,107,251円

（平成30年1月12日から平成30年2月13日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額246,895,910円（1万口当たり466円）のうち15,865,017円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	19,403,772円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	6,639,908円
D	分配準備積立金額	220,852,230円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	246,895,910円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,288,339,100口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	466円
H	1万口当たり分配金額	30円

（平成30年5月12日から平成30年6月11日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額257,163,246円（1万口当たり506円）のうち15,232,115円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	19,895,416円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	7,102,857円
D	分配準備積立金額	230,164,973円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	257,163,246円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,077,371,698口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	506円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F×H/10,000）	15,232,115円

（平成30年6月12日から平成30年7月11日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額262,112,497円（1万口当たり519円）のうち15,150,136円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	21,481,953円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	7,281,113円
D	分配準備積立金額	233,349,431円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	262,112,497円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,050,045,423口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	519円
H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額（F×H/10,000）	15,150,136円

（平成30年7月12日から平成30年8月13日までの計算期間）

計算期間末における分配対象収益額263,883,641円（1万口当たり525円）のうち15,062,577円（1万口当たり30円）を分配金額としております。

なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

A	費用控除後の配当等収益額	18,345,172円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	7,463,597円
D	分配準備積立金額	238,074,872円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	263,883,641円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	5,020,859,274口
G	1万口当たり分配対象収益額（E/F×10,000）	525円
H	1万口当たり分配金額	30円

I 分配金額（F×H／10,000） 15,865,017円 （平成30年2月14日から平成30年3月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額251,145,010円（1万口当たり478円）のうち15,749,124円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 21,801,430円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 6,753,728円 D 分配準備積立金額 222,589,852円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 251,145,010円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 5,249,708,308口 G 1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 478円 H 1万口当たり分配金額 30円 I 分配金額（F×H／10,000） 15,749,124円	I 分配金額（F×H／10,000） 15,062,577円 （平成30年8月14日から平成30年9月11日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額266,845,072円（1万口当たり537円）のうち14,898,376円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 20,735,692円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 7,612,883円 D 分配準備積立金額 238,496,497円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 266,845,072円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 4,966,125,613口 G 1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 537円 H 1万口当たり分配金額 30円 I 分配金額（F×H／10,000） 14,898,376円
（平成30年3月13日から平成30年4月11日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額252,292,369円（1万口当たり487円）のうち15,520,583円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 20,310,939円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 6,873,718円 D 分配準備積立金額 225,107,712円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 252,292,369円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 5,173,527,757口 G 1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 487円 H 1万口当たり分配金額 30円 I 分配金額（F×H／10,000） 15,520,583円	（平成30年9月12日から平成30年10月11日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額266,358,698円（1万口当たり547円）のうち14,600,169円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 19,449,582円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 7,758,212円 D 分配準備積立金額 239,150,904円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 266,358,698円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 4,866,723,159口 G 1万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000） 547円 H 1万口当たり分配金額 30円 I 分配金額（F×H／10,000） 14,600,169円
（平成30年4月12日から平成30年5月11日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額254,380,839円（1万口当たり497円）のうち15,345,615円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 20,277,620円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 6,977,974円 D 分配準備積立金額 227,125,245円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 254,380,839円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 5,115,205,285口	（平成30年10月12日から平成30年11月12日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額270,120,486円（1万口当たり557円）のうち14,542,275円（1万口当たり30円）を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益額及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 A 費用控除後の配当等収益額 19,359,684円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 7,960,463円 D 分配準備積立金額 242,800,339円 E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D） 270,120,486円 F 当ファンドの期末残存受益権口数 4,847,425,219口

G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	497円	G	1万口当たり分配対象収益額 ($E/F \times 10,000$)	557円
H	1万口当たり分配金額	30円	H	1万口当たり分配金額	30円
I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	15,345,615円	I	分配金額 ($F \times H / 10,000$)	14,542,275円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第23特定期間 自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月11日	第24特定期間 自 平成30年 5月12日 至 平成30年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド及び親投資信託受益証券の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンド及び親投資信託受益証券の利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であり、外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
-------------------	--	----

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第23特定期間末 (平成30年 5月11日)	第24特定期間末 (平成30年11月12日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

	また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	
--	---	--

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第23特定期間末 (平成30年 5月11日)	第24特定期間末 (平成30年11月12日)
	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	2,118,883	4,756,476
投資証券	3,800,155	△28,602,790
親投資信託受益証券	16,910,113	11,793,100
合計	22,829,151	△12,053,214

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

第23特定期間末（平成30年5月11日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	7,675,230	—	7,662,200	13,030
	合計	7,675,230	—	7,662,200	13,030

（注）時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
2. 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

第24特定期間末（平成30年11月12日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第23特定期間（自 平成29年11月14日 至 平成30年5月11日）

該当事項はありません。

第24特定期間（自 平成30年5月12日 至 平成30年11月12日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第23特定期間末 (平成30年 5月11日)	第24特定期間末 (平成30年11月12日)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6211円 (6,211円)	0.6047円 (6,047円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	GIM FOFs用新興国ソブリン・オープンF (適格機関投資家専用)	587,728,128	438,327,637	
		CA外国債券ファンドVAT (適格機関 投資家限定)	42,214,391	59,796,684	
		フィデリティ・USエクイティ・インカ ム・ファンド (適格機関投資家専用)	57,944,774	58,211,319	
		GIMエマージング株式ファンドF (適 格機関投資家専用)	114,160,426	55,824,448	
		世界物価連動債ファンド (為替ヘッジな し) (適格機関投資家専用)	58,400,000	59,883,360	
		ドイチェ・米国投資適格社債ファンド (適格機関投資家専用)	433,268,803	292,456,442	
		小計	1,293,716,522	964,499,890	
	ユーロ	Amundi Funds II- トップ・ヨーロピア ン・プレイヤーズ	45,101.811	433,428.40	
		小計	45,101.811	433,428.40	
	投資信託受益証券 合計			1,020,394,816 (55,894,926)	
投資証券	日本円	Amundi Funds エクイティ・ジャパン・バ リュエー -I2クラス	6,709.28	70,299,835	
		Amundi Funds エクイティ・コリア-I2ク ラス	1,717.697	13,155,841	
		TCW ファンズ- MetWest ハイ・イール ド・ボンド・ファンド (XJシェアクラ ス)	5,471,665	526,100,589	

	小計	銘柄数 組入時価比率	5,480,091.977 3 20.8%	609,556,265 38.9%	
米ドル	Amundi Funds SBI FMエクイティ・イン ディア-I2クラス		741.357	135,950.04	
	Amundi Funds エクイティ・グレーター・ チャイナ-I2クラス		743.076	122,280.58	
	エンハンスト・コモディティ・サブ・ト ラスト-FOF クラス		261,894,634	965,605.51	
	小計	銘柄数 組入時価比率	261,896,118.433 3 4.8%	1,223,836.13 (139,443,888) 8.9%	
	ユーロ	Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレ イト-I2クラス		34,764.897	2,207,918.60
	Amundi Funds ボンド・ユーロ・ハイ・ イールド-I2クラス		109,000.659	3,908,763.63	
	JPモルガン ファンズ グローバル・コン パティブルズ ファンド (ユーロ)		13,060	221,367.00	
	小計	銘柄数 組入時価比率	156,825.556 3 27.9%	6,338,049.23 (817,354,828) 52.2%	
	投資証券 合計			1,566,354,981 (956,798,716)	
親投資信託 受益証券	日本円				
	CAグローバルREITマザーファンド		205,454,697	298,238,038	
	小計	銘柄数 組入時価比率	205,454,697 1 10.2%	298,238,038 100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			298,238,038	
合計				2,884,987,835 (1,012,693,642)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における（ ）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「CAグローバルREITマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、同親投資信託の受益証券です。
なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「CAグローバルREITマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

（単位：円）

	（平成30年 5月11日）	（平成30年11月12日）
--	---------------	---------------

資産の部		
流動資産		
預金	2,165,735	2,047,186
金銭信託	—	480,749
コール・ローン	898,643	—
投資証券	398,100,752	405,674,423
派生商品評価勘定	28,908	—
未収入金	7,550,934	11,664
未収配当金	1,702,895	1,628,091
流動資産合計	410,447,867	409,842,113
資産合計	410,447,867	409,842,113
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,692	—
未払利息	2	—
流動負債合計	3,694	—
負債合計	3,694	—
純資産の部		
元本等		
元本	302,342,331	282,345,316
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	108,101,842	127,496,797
元本等合計	410,444,173	409,842,113
純資産合計	410,444,173	409,842,113
負債純資産合計	410,447,867	409,842,113

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成30年 5月11日)	(平成30年11月12日)
1. 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	322,172,157円	302,342,331円
同期中における追加設定元本額	23,144,728円	36,050,575円
同期中における一部解約元本額	42,974,554円	56,047,590円
同期末における元本の内訳		
アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンド	245,429,813円	205,454,697円
CAグローバルREITファンドVA (適格機関投資家専用)	56,912,518円	76,890,619円
合計	302,342,331円	282,345,316円
2. 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	302,342,331口	282,345,316口

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成29年11月14日 至 平成30年 5月11日	自 平成30年 5月12日 至 平成30年11月12日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「(3) 注記表（金融商品に関する注記）I. 金融商品の状況に関する事項」に記載しております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	同上	同左

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成30年 5月11日)	(平成30年11月12日)
----	---------------	---------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する投資信託受益証券の「（３）注記表（金融商品に関する注記）Ⅱ. 金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成30年 5月11日）	（平成30年11月12日）
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	△10,705,280	9,445,646
合計	△10,705,280	9,445,646

（注）当期間とは、当ファンドの計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成29年5月12日から平成30年5月11日及び平成30年5月12日から平成30年11月12日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

（平成30年5月11日）

区分	種類	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
		うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,936,371	—	5,910,840	25,531
	カナダドル	256,719	—	257,130	△411
	ユーロ	651,160	—	652,000	△840
	英ポンド	595,537	—	592,160	3,377
	オーストラリアドル	410,085	—	412,000	△1,915
	シンガポールドル	163,094	—	163,620	△526
合計		8,012,966	—	7,987,750	25,216

(注)時価の算定方法

1. 原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日を言います。以下同じ）に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（平成30年11月12日）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成29年11月14日 至 平成30年5月11日）

該当事項はありません。

（自 平成30年5月12日 至 平成30年11月12日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成30年 5月11日）	（平成30年11月12日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.3575円 （13,575円）	1.4516円 （14,516円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	----	-----	----

投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人	1	524,000	
		MCUBS MidCity投資法人	3	261,600	
		森ヒルズリート投資法人	18	2,507,400	
		産業ファンド投資法人	2	226,200	
		アドバンス・レジデンス投資法人	2	594,800	
		ケネディクス・レジデンシャル投資法人	2	345,200	
		アクティビア・プロパティーズ投資法人	1	485,000	
		GLP投資法人	8	900,800	
		コンフォリア・レジデンシャル投資法人	1	274,200	
		日本プロロジスリート投資法人	5	1,196,000	
		星野リゾート・リート投資法人	1	537,000	
		ONEリート投資法人	1	252,700	
		イオンリート投資法人	21	2,654,400	
		日本リート投資法人	5	1,845,000	
		インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	52	842,920	
		積水ハウスリート投資法人	9	637,200	
		ケネディクス商業リート投資法人	10	2,419,000	
		サムティ・レジデンシャル投資法人	3	270,600	
		野村不動産マスターファンド投資法人	31	4,547,700	
		スターアジア不動産投資法人	2	212,800	
		CREロジステイクスファンド投資法人	10	1,062,000	
		日本ビルファンド投資法人	5	3,395,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	5	3,045,000	
		日本リテールファンド投資法人	21	4,506,600	
		オリックス不動産投資法人	22	3,902,800	
		日本プライムリアルティ投資法人	5	2,077,500	
		プレミア投資法人	2	245,600	
		グローバル・ワン不動産投資法人	10	1,154,000	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	25	4,435,000	
		インヴィンシブル投資法人	57	2,644,800	
		平和不動産リート投資法人	2	228,200	
		福岡リート投資法人	1	169,800	
		ケネディクス不動産投資法人	1	725,000	
		いちご不動産投資法人	21	1,965,600	
		DAオフィス投資法人	1	721,000	
		大和ハウスリート投資法人	5	1,238,500	
		ジャパンホテルリート投資法人	33	2,653,200	
		ジャパンエクセレント投資法人	18	2,676,600	
	小計		422	58,380,720	
		銘柄数 組入時価比率	38 14.2%	14.4%	
	米ドル	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	100	4,134.00	
		APARTMENT INVESTMENT & MGMT	400	18,256.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	500	91,265.00	
		BOSTON PROPERTIES INC	500	62,130.00	
		BRANDYWINE REALTY TRUST	1,300	18,720.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	300	27,762.00	
		CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	1,500	4,590.00	
		CORECIVIC INC	300	6,555.00	
		CORP OFFICE PROPERTIES TR SBI	600	15,708.00	
		DIGITAL REALTY TRUST	700	77,434.00	
		DUKE REALTY CORP	1,200	34,296.00	
		EASTGROUP PROPERTIES	100	9,887.00	

EPR PROPERTIES	600	42,774.00	
EQUITY RESIDENTIAL	1,200	80,976.00	
ESSEX PROPERTY TRUST	200	50,786.00	
EXTRA SPACE STORAGE INC	400	36,300.00	
FEDERAL REALTY INVT TRUST	200	25,732.00	
FRANKLIN STREET PROPERTIES CORP	2,400	18,576.00	
HCP INC	2,100	60,522.00	
HEALTHCARE REALTY TRUST	700	20,272.00	
HIGHWOODS PROPERTIES	300	13,167.00	
HOSPITALITY PROPERTIES TRUST	1,200	31,776.00	
HOST HOTELS & RESORTS INC	2,800	52,920.00	
KILROY REALTY CORP	100	7,074.00	
KIMCO REALTY CORP	1,600	26,048.00	
LASALLE HOTEL PROPERTIES SBI	500	16,735.00	
LEXINGTON REALTY TRUST	3,200	26,912.00	
LIBERTY PROPERTY TRUST	1,000	44,040.00	
LIFE STORAGE INC	100	9,617.00	
LTC PROPERTIES	400	18,244.00	
MACERICH CO	400	20,448.00	
MACK-CALI REALTY CORP	300	6,180.00	
MEDICAL PROPERTIES TRUST	2,800	46,816.00	
MID-AMERICA APT COMMUNITIES	300	30,156.00	
NATIONAL HEALTH INVESTORS	300	22,794.00	
NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	600	29,490.00	
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	1,000	35,180.00	
PENNSYLVANIA REAL ESTATE	400	3,660.00	
PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST INC	1,000	18,540.00	
PROLOGIS	2,000	135,140.00	
PUBLIC STORAGE	500	103,175.00	
RAMCO-GERSHENSON PROPERTY TRUST	700	9,443.00	
REALTY INCOME CORP	1,000	62,760.00	
REGENCY CENTERS CORP	300	19,575.00	
SENIOR HOUSING PROPERTIES TRST	1,800	29,286.00	
SIMON PROPERTY GROUP	1,200	226,428.00	
SITE CENTERS CORP	1,200	14,412.00	
SL GREEN REALTY CORP	200	19,002.00	
SUN COMMUNITIES	300	30,804.00	
TAUBMAN CENTERS INC	100	5,501.00	
UDR INC	1,000	40,840.00	
UNIVERSAL HEALTH REALTY TRUST	500	33,500.00	
VENTAS INC	1,400	84,098.00	
VEREIT INC	2,900	22,301.00	
VORNADO REALTY TRUST	600	42,036.00	
WASHINGTON REIT	600	17,178.00	
WEINGARTEN REALTY INVESTORS	500	14,490.00	
WELLTOWER INC	1,400	97,272.00	
WP CAREY INC	700	45,199.00	
小計	52,500	2,218,912.00	
	59	(252,822,833)	
	組入時価比率 61.7%	62.3%	

銘柄数
組入時価比率

カナダドル	COMINAR REIT	2,900	33,118.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV TRUST	500	11,890.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	100	5,625.00	
	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	500	10,380.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVMT TRUST	300	7,401.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INVESTMENT TR	200	6,238.00	
	小計	4,500 銘柄数 6 組入時価比率 1.6%	74,652.00 (6,445,453) 1.6%	
ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	450	5,625.00	
	BEFIMMO CVA/SCA	260	12,922.00	
	COFINIMMO	80	8,560.00	
	COVIVIO	270	24,192.00	
	EUROCOMMERCIAL	390	11,949.60	
	GECINA	40	5,264.00	
	ICADE	540	40,662.00	
	KLEPIERRE	640	19,840.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	211	34,139.80	
	VASTNED RETAIL	370	12,968.50	
	WERELDHAVE NV	590	17,847.50	
	小計	3,841 銘柄数 11 組入時価比率 6.1%	193,970.40 (25,014,422) 6.2%	
英ポンド	BRITISH LAND CO PLC	7,680	47,984.64	
	HAMMERSON PLC	2,900	12,896.30	
	INTU PROPERTIES PLC	16,890	33,028.39	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	2,110	18,192.42	
	SEGRO PLC	2,940	18,586.68	
	小計	32,520 銘柄数 5 組入時価比率 4.7%	130,688.43 (19,262,167) 4.7%	
オーストラリアドル	ABACUS PROPERTY GROUP	34,920	115,934.40	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	5,200	22,568.00	
	DEXUS	2,500	25,175.00	
	GOODMAN GROUP	800	8,360.00	
	GPT GROUP	1,500	7,920.00	
	MIRVAC GROUP	6,000	13,200.00	
	SCENTRE GROUP	7,770	31,313.10	
	STOCKLAND	6,400	23,424.00	
	VICINITY CENTRES	9,900	26,631.00	
	小計	74,990 銘柄数 9 組入時価比率 5.5%	274,525.50 (22,590,703) 5.6%	
ニュージーランドドル	GOODMAN PROPERTY TRUST	13,720	20,854.40	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	6,440	8,694.00	
	小計	20,160 銘柄数 2 組入時価比率 0.6%	29,548.40 (2,267,544) 0.6%	
香港ドル	CHAMPION REIT	38,000	200,640.00	
	FORTUNE REAL ESTATE INVESTMENT TRUST(HK)	3,000	26,220.00	
	LINK REIT	2,300	165,600.00	
	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	26,000	128,700.00	
	小計	69,300 銘柄数 4 組入時価比率 1.9%	521,160.00 (7,582,878) 1.9%	

シンガポールド ル	ASCENDAS REIT	8,100	20,655.00	
	ASCOTT RESIDENCE TRUST	17,000	18,190.00	
	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	2,900	4,901.00	
	CAPITALAND MALL TRUST	3,600	7,668.00	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	12,200	18,056.00	
	FRASERS COMMERCIAL TRUST	18,400	25,024.00	
	MAPLETREE LOGISTICS REIT	19,000	23,180.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	20,500	13,940.00	
	SUNTEC REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	3,000	5,250.00	
	小計	104,700	136,864.00	
		銘柄数 組入時価比率	9 2.8%	(11,307,703) 2.8%
投資証券 合計			405,674,423 (347,293,703)	
合計			405,674,423 (347,293,703)	

（有価証券明細表注記）

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成30年11月末日現在

I 資産総額	2,895,877,297円
II 負債総額	11,363,768円
III 純資産総額（I－II）	2,884,513,529円
IV 発行済口数	4,829,637,940口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5973円
（1万口当たり純資産額）	（5,973円）

<参考情報>

「CAグローバルREITマザーファンド」

平成30年11月末日現在

I 資産総額	409,249,696円
II 負債総額	1円
III 純資産総額（I－II）	409,249,695円
IV 発行済口数	282,500,132口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.4487円
（1万口当たり純資産額）	（14,487円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書作成日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

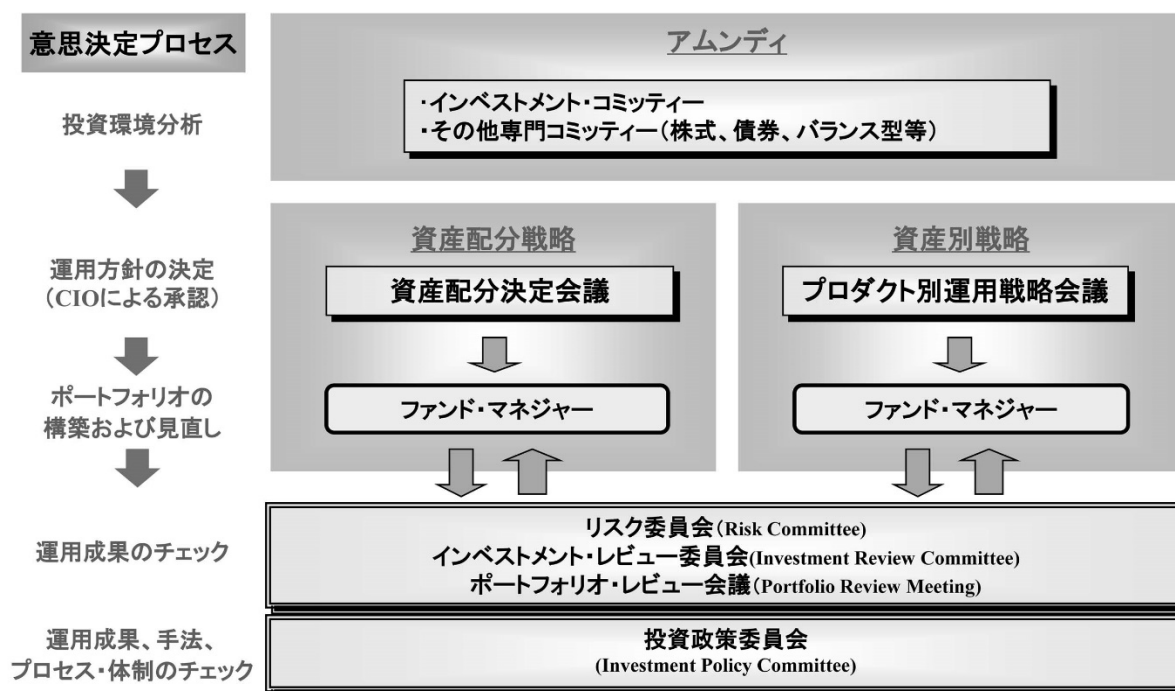
①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・アムンディで開催される投資に関する様々なコミッティーで、株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるリスク委員会で、パフォーマンス分析および運用ガイドラインのモニタリング結果等について報告を行います。
- ・インベストメント・レビュー委員会（月次開催）では、プロダクトごとのより詳細な運用状況を報告し、改善施策の検討や運用方針の確認を行います。

- ・さらにリスクマネジメント部と運用部の間においては、ポートフォリオレビュー会議を開催し、運用ガイドライン項目の確認、日々のモニタリング結果、ポートフォリオ分析およびパフォーマンス結果等をフィードバックします。
- ・必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言・代理業務を行っています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 営業の概況

平成30年11月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	5	33,590
追加型株式投資信託	177	2,255,459
合計	182	2,289,049

3【委託会社等の経理状況】

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第37期事業年度(平成29年4月1日から平成29年12月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度に係る中間会計期間(平成30年1月1日から平成30年6月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

(4)当社は、平成29年9月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。よって、当事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月となっています。

流動負債		
リース債務	2,319	991
預り金	371,334	1,259,125
未払償還金	-	686
未払手数料	846,821	1,363,261
関係会社未払金	219,309	243,647
その他未払金	*1 136,434	*1 152,555
未払費用	351,670	412,172
未払法人税等	50,178	163,910
未払消費税等	14,578	103,501
賞与引当金	157,489	672,011
役員賞与引当金	48,643	116,143
流動負債合計	2,198,774	4,488,002
固定負債		
リース債務	4,138	-
繰延税金負債	5,674	11,885
退職給付引当金	20,397	11,320
賞与引当金	28,132	26,132
役員賞与引当金	54,701	54,701
資産除去債務	59,677	60,483
固定負債合計	172,718	164,521
負債合計	2,371,492	4,652,523
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	10,962,094	6,592,764
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	9,362,094	4,992,764
利益剰余金合計	11,072,186	6,702,856
株主資本合計	14,891,021	10,521,691
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	679	5,488
評価・換算差額等合計	679	5,488
純資産合計	14,891,701	10,527,179
負債純資産合計	17,263,193	15,179,702

(2) [損益計算書]

(単位：千円)

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,647,640	9,227,981
運用受託報酬	2,870,732	2,140,210
投資助言報酬	10,912	8,461
その他営業収益	783,587	773,256
営業収益合計	15,312,872	12,149,908
営業費用		
支払手数料	6,805,998	5,427,725
広告宣伝費	77,312	63,731
調査費	689,756	500,592
委託調査費	428,553	343,347
委託計算費	19,070	14,801
通信費	52,255	38,276
印刷費	107,779	68,664
協会費	30,713	21,264
営業費用合計	8,211,436	6,478,400
一般管理費		
役員報酬	211,460	150,777
給料・手当	2,347,536	1,845,556
賞与	348,556	-
役員賞与	35,423	6,596
交際費	21,581	11,133
旅費交通費	58,611	64,237
租税公課	106,546	85,622
不動産賃借料	190,183	141,367
賞与引当金繰入	125,317	512,522
役員賞与引当金繰入	63,385	67,500
退職給付費用	314,182	95,770
固定資産減価償却費	45,884	39,898
商標権償却	260	195
福利厚生費	349,807	226,612
諸経費	277,255	174,049
一般管理費合計	4,495,985	3,421,834
営業利益	2,605,451	2,249,675
営業外収益		
有価証券利息	283	191
有価証券売却益	-	5,282
受取利息	254	144
為替差益	-	81,187
雑収入	9,723	1,290
営業外収益合計	10,261	88,093
営業外費用		
有価証券売却損	26,665	-

特別退職金	-	7,058
支払利息	547	410
為替差損	7,892	-
雑損失	1,063	4,457
営業外費用合計	36,167	11,926
経常利益	2,579,545	2,325,843
特別損失		
固定資産除却損	1,158	-
特別損失合計	1,158	-
税引前当期純利益	2,578,387	2,325,843
法人税、住民税及び事業税	751,308	919,528
法人税等調整額	77,060	△179,042
法人税等合計	828,368	740,485
当期純利益	1,750,019	1,585,357

(3) [株主資本等変動計算書]

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,342,567	2,418,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
合併による増加			200,000	200,000
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計			200,000	200,000
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	7,031,177	8,741,269	12,360,104
当期変動額					
剰余金の配当			△ 350,000	△ 350,000	△ 350,000
当期純利益			1,750,019	1,750,019	1,750,019
合併による増加			930,898	930,898	1,130,898
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			2,330,917	2,330,917	2,530,917
当期末残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△ 2,546	△ 2,546	12,357,559
当期変動額			
剰余金の配当			△ 350,000
当期純利益			1,750,019
合併による増加			1,130,898
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	3,225	3,225	3,225
当期変動額合計	3,225	3,225	2,534,142
当期末残高	679	679	14,891,701

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			△5,954,687	△5,954,687	△5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計			△4,369,330	△4,369,330	△4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			△5,954,687

当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	△4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理しております。)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

*1各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
未収運用受託報酬	62,115 千円	85,856 千円
未収収益	182,290 千円	152,512 千円
その他未払金	38,126 千円	92,102 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
建物	81,963 千円	89,844 千円
器具備品	188,921 千円	208,275 千円

(損益計算書関係)

第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)

該当事項はありません

第37期 (自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません

(株主資本等変動計算書関係)

第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月15日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	350,000千円
(ロ)	1株当たり配当額	145.83円
(ハ)	基準日	平成28年3月31日
(ニ)	効力発生日	平成28年6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成29年6月23日開催の定時株主総会において、次の議案を決議することを予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	300,000千円
(ロ)	配当の原資	利益剰余金

(ハ)	1株当たり配当額	125.00円
(二)	基準日	平成29年3月31日
(ホ)	効力発生日	平成29年6月23日

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	300,000千円
(ロ)	1株当たり配当額	125.00円
(ハ)	基準日	平成29年3月31日
(ニ)	効力発生日	平成29年6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ)	配当金の総額	5,654,687千円
(ロ)	1株当たり配当額	2,356.12円
(ハ)	基準日	平成29年3月31日
(ニ)	効力発生日	平成29年12月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
なし

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産
器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2 参照）。

第36期(平成29年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,544,276	12,544,276	—
(2) 未収委託者報酬	1,587,689	1,587,689	—
(3) 未収運用受託報酬	1,203,426	1,203,426	—
(4) 金銭の信託	526,222	526,222	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	131,134	131,134	—
資産計	15,992,746	15,992,746	—
(1) 未払手数料	846,821	846,821	—
負債計	846,821	846,821	—

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	—
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	—
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	—
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	—
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	126,784	126,784	—
資産計	13,753,331	13,753,331	—
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	—
負債計	1,363,261	1,363,261	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的の
の有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

(単位:千円)

区分	第36期(平成29年3月31日)	第37期(平成29年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第36期(平成29年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	12,544,276	—	—	-
未収委託者報酬	1,587,689	—	—	-
未収運用受託報酬	1,203,426	—	—	-
合計	15,335,391	—	—	-

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

第36期(平成29年3月31日)

該当事項はありません。

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

第36期(平成29年3月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	111,191	113,553	2,362
	小計	111,191	113,553	2,362
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	545,185	543,802	△ 1,383
	小計	545,185	543,802	△ 1,383
合計		656,376	657,355	979

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	△ 64
	小計	10,324	10,260	△ 64
合計		428,481	436,391	7,909

(注) 投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4. 事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第36期(自平成28年4月 1日 至平成29年 3月31日)

該当事項はありません。

第37期(自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券

第36期(自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	2,859,547	-	29,195
投資信託	24,147	4,829	2,299

第37期(自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度(積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度(非積立型制度であります。)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第36期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	27,454	20,397
退職給付費用	273,622	65,050
退職給付の支払額	△ 155,887	-
制度への拠出額	△ 124,792	△ 82,680
退職給付引当金の期末残高	20,397	2,767

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	669,970
年金資産	△ 659,494	678,524
	10,477	△ 8,553
非積立型制度の退職給付債務	9,920	11,320
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,397	2,767
退職給付に係る負債	20,397	11,320
退職給付に係る資産	-	△ 8,553
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	20,397	2,767

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 273,622千円 当事業年度 65,050千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度40,560千円、当事業年度30,720千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第36期 (平成29年3月31日)	第37期 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	69,798 千円	83,244 千円
繰延資産償却額	8,511 千円	- 千円
未払事業税	9,706 千円	30,157 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	57,215 千円	215,384 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	6,245 千円	847 千円
減価償却資産	4,574 千円	4,429 千円
資産除去債務	16,863 千円	17,110 千円
未払事業所税	2,852 千円	2,194 千円
その他	9,683 千円	- 千円
繰延税金資産小計	185,447 千円	353,364 千円
評価性引当額	△ 53,679 千円	△ 38,464 千円
繰延税金資産合計	131,768 千円	314,900 千円

繰延税金負債

繰延資産償却額	- 千円	△ 794 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形 固定資産計上額	△ 5,374 千円	△ 4,659 千円
その他有価証券評価差額金	△ 300 千円	△ 2,422 千円
その他	- 千円	△ 4,010 千円
繰延税金負債合計	△ 5,674 千円	△ 11,885 千円
繰延税金資産の純額	126,095 千円	303,015 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第36期(平成29年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第37期(自平成29年4月1日 至平成29年12月31日)

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第85号)及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」(平成28年法律第86号)が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び法人税等調整額への影響は軽微です。

(企業結合等関係)

第36期(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

当社は、アムンディ・ジャパン証券株式会社と平成28年2月10日付合併契約に基づき、アムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併致しました。

1. 企業結合の概要

(1) 合併の目的

機関投資家向け業務の効率化および投資信託事業のラップ等新規市場の開拓

(2) 合併の日程

合併契約締結日	平成28年2月10日
合併効力発生日	平成28年4月1日

(3) 合併の方法

当社を存続会社とし、アムンディ・ジャパン証券株式会社を吸収合併消滅会社とする無対価による吸収合併方式

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間（建物の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)		第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	
期首残高	54,018	千円	59,677	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4,605	千円	-	千円
時の経過による調整額	1,054	千円	806	千円
期末残高	59,677	千円	60,483	千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）及び第37期（自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第36期（自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
12,814,194	1,460,479	1,038,199	15,312,872

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

第37期(自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第36期(自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ・アセットマネジメント	フランスパリ市	746,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委託等	運用受託報酬*1	162,171	未収運用受託報酬	62,115
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)*1	592,523	未収収益	182,290
								委託調査費等の支払*2	166,729	未払金	38,126
親会社	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区	5,400,000 (千円)	有価証券の保有	(被所有)直接100%	なし	連結納税親会社	法人税等の支払	219,309	関係会社未払金	219,309

(注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	1,027,237	未収運用受託報酬	394,554
								委託者報酬*1	96,824	未収委託者報酬	96,824
								投資助言報酬*1	6,336	未収投資助言報酬	3,338

(注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社 (非上場)

アムンディ アセットマネジメント (非上場)

アムンディ (ユーロネクスト パリ)に上場)

クレディ・アグリコル・エス・エー (ユーロネクスト パリ)に上場)

第37期 (自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委託等	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	423,995	未収収益	152,512

(注)

- 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
- *1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。
- 2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	受託報酬 未収運用	371,129

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社(非上場)

アムンディ アセットマネジメント(非上場)

アムンディ(ユーロネクスト パリ)に上場

クレディ・アグリコル・エス・エー(ユーロネクスト パリ)に上場

(1株当たり情報)

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	6,204.88 円	4,386.32 円
1株当たり当期純利益金額	729.17 円	660.57 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第36期 (自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)
当期純利益(千円)	1,750,019	1,585,357
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,750,019	1,585,357
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

(重要な後発事象)

第36期(自平成28年4月 1日 至平成29年3月31日)

該当事項はありません。

第37期(自平成29年4月 1日 至平成29年12月31日)

該当事項はありません。

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間末 (平成30年6月30日)
資産の部	
流動資産	
現金・預金	9,273,794
前払費用	82,250
未収入金	30,000
未収委託者報酬	3,154,283
未収運用受託報酬	571,019
未収投資助言報酬	9,139
未収収益	1,089,046
繰延税金資産	228,965
立替金	85,112
その他	81
流動資産合計	14,523,687
固定資産	

有形固定資産	*1	
建物(純額)		88,131
器具備品(純額)		90,418
有形固定資産合計		178,549
無形固定資産	*1	
ソフトウェア		34,389
商標権		995
無形固定資産合計		35,384
投資その他の資産		
金銭の信託		317,894
投資有価証券		125,284
関係会社株式		84,560
長期差入保証金		211,571
ゴルフ会員権		60
投資その他の資産合計		739,369
固定資産合計		953,302
資産合計		15,476,989

(単位: 千円)

		当中間会計期間末 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
リース債務		361
預り金		140,620
未払償還金		686
未払手数料		1,630,504
未払費用		285,530
未払法人税等		182,901
関係会社未払金		403,388
未払消費税等		90,621
賞与引当金		361,862
役員賞与引当金		113,662
その他未払金		280,346
流動負債合計		3,490,481
固定負債		
繰延税金負債		12,547
退職給付引当金		31,580
賞与引当金		34,172
役員賞与引当金		112,090
資産除去債務		61,025
固定負債合計		251,415
負債合計		3,741,896
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		1,076,268
その他資本剰余金		1,542,567
資本剰余金合計		2,618,835
利益剰余金		
利益準備金		110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		1,600,000
繰越利益剰余金		6,196,988
利益剰余金合計		7,907,081
株主資本合計		11,725,916
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		9,178
評価・換算差額等合計		9,178

純資産合計
負債純資産合計

11,735,094
15,476,989

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自平成30年 1月 1日 至平成30年 6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	7,197,814
運用受託報酬	1,125,420
投資助言報酬	1,185
その他営業収益	963,282
営業収益合計	9,287,700
営業費用	5,229,313
一般管理費	*1 2,225,271
営業利益	1,833,117
営業外収益	*2 8,086
営業外費用	*3 21,372
経常利益	1,819,830
税引前中間純利益	1,819,830
法人税、住民税及び事業税	530,637
法人税等調整額	84,969
法人税等合計	615,606
中間純利益	1,204,224

(3) 中間株主資本等変動計算書

(自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当中間期変動額				
中間純利益				
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当中間期変動額					
中間純利益			1,204,224	1,204,224	1,204,224
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計			1,204,224	1,204,224	1,204,224
当中間期末残高	110,093	1,600,000	6,196,988	7,907,081	11,725,916

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当中間期変動額			
中間純利益			1,204,224
株主資本以外の項目の当 中間期変動額（純額）	3,690	3,690	3,690
当中間期変動額合計	3,690	3,690	1,207,915
当中間期末残高	9,178	9,178	11,735,094

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2) 無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成30年 6月30日）

*1 固定資産の減価償却累計額

有形固定資産	316,963千円
無形固定資産	70,290千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

*1 減価償却実施額

有形固定資産	19,387千円
無形固定資産	7,138千円

*2 営業外収益のうち主要なもの

雑収入	7,944千円
-----	---------

*3 営業外費用のうち主要なもの

為替差損	21,326千円
------	----------

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（1）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

（2）リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	9,273,794	9,273,794	-
（2）未収委託者報酬	3,154,283	3,154,283	-
（3）未収運用受託報酬	571,019	571,019	-
（4）未収収益	1,089,046	1,089,046	-
（5）金銭の信託	317,894	317,894	-
（6）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	125,284	125,284	-
資産計	14,531,319	14,531,319	-
（1）未払手数料	1,630,504	1,630,504	-
負債計	1,630,504	1,630,504	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、及び（4）未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（5）金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウェア）社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	84,560

（注3）金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券関係）

当中間会計期間末（平成30年 6月30日）

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（中間貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	415,404	429,766	14,362
	小計	415,404	429,766	14,362
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	14,546	13,412	△1,134
	小計	14,546	13,412	△1,134
合計		429,950	443,178	13,228

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末（平成30年 6月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	60,483千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-千円
時の経過による調整額	543千円
資産除去債務の履行による減少額	-千円
当中間会計期間末残高	61,025千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
7,888,794	761,503	637,403	9,287,700

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチファンド	1,219,079	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎月決算コース）	950,936	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自 平成30年 1月 1日 至 平成30年 6月30日）

1株当たり純資産額	4,889円62銭
1株当たり中間純利益	501円76銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益	1,204,224千円
普通株主に帰属しない金額	-千円
普通株式に係る中間純利益	1,204,224千円
期中平均株式数	2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成30年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 株式会社りそな銀行
- ・資本金の額 279,928百万円（平成30年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

- ・名称 株式会社埼玉りそな銀行
- ・資本金の額 70,000百万円（平成30年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社近畿大阪銀行※
- ・資本金の額 38,971百万円（平成30年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

- ・名称 株式会社関西アーバン銀行※
- ・資本金の額 47,039百万円（平成30年3月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

※平成31年4月1日付で、関係当局の許認可の取得等を前提として、株式会社近畿大阪銀行と株式会社関西アーバン銀行とは、株式会社近畿大阪銀行を存続会社とする合併を行い、商号は「株式会社関西みらい銀行」となる予定です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

- ・名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額 : 51,000百万円（平成30年3月末日現在）
- ・事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
 - (2)目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を用いることがあります。
 - (3)交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等および信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
 - (4)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
 - (5)請求目論見書の巻末にファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
 - (6)交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
 - (7)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- その他の情報については、委託会社のホームページ（下記、お問合せ先）にて入手・閲覧することができます。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

独立監査人の監査報告書

平成30年3月1日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鶴田 光夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成29年4月1日から平成29年12月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月12日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンドの平成30年5月12日から平成30年11月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンドの平成30年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年8月30日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光 夫
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直 毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年1月1日から平成30年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。